

札幌市議会第一部決算特別委員会記録（第2号）

令和7年（2025年）10月7日（火曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 32名（欠は欠席者）

委員長	松原 淳 二	副委員長	藤田 稔 人
欠委員	勝木 勇 人	委員	高橋 克 朋
委員	こんどう 和 雄	委員	細川 正 人
委員	よこやま 峰 子	委員	こじま ゆ み
委員	伴 良 隆	委員	松井 隆 文
委員	村松 叶 啓	委員	小須田 大 拓
委員	山田 一 郎	委員	小野 正 美
委員	ふじわら 広 昭	委員	村上 ゆうこ
委員	中村 たけし	委員	かんの 太 一
委員	うるしはら 直 子	委員	おんむら 健太郎
委員	森 基 誉則	委員	福田 浩太郎
委員	丸山 秀 樹	委員	前川 隆 史
委員	森山 由美子	委員	熊谷 誠 一
委員	小形 香 織	委員	太田 秀 子
委員	長屋 いずみ	委員	坂元 みちたか
委員	山口 かずさ	委員	成田 祐 樹
委員	丸岡 守 幸		

開 議 午後1時

●松原淳二委員長 ただいまから、第一部決算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。勝木委員からは欠席する旨、届出がありました。

議事に先立ち、審査方法について確認をいたします。

質疑者、討論者及び答弁者は、起立して発言すること、答弁を行う部長及び課長は、冒頭に職及び氏名を名乗ってから発言すること、なお、同一委員への答弁が続く場合は最初だけでよいこととします。また、質疑及び答弁は簡潔を旨とし、前置きなどは極力省き、内容の重複等も避けながら、定められた審査日程のとおり進めることのできるようご協力お願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 令和6年度札幌市各会計歳入歳出決算認定の件中関係分を議題といたします。

最初に、令和6年度札幌市一般会計歳入歳出決算中、歳入のうち一般財源、第2款 総務費 第1項 総務管理費中会計室及び財政局関係分、第3項 税務費、第9款 公債費 第1項 公債費、第10款 諸支出金 第1項 財産取得費、第2項 他会計繰出金中財政局関係分、第12款 予備費 第1項 予備費、令和6年度札幌市基金会計歳入歳出決算及び令和6年度札幌市公債会計歳入歳出決算について、一括して質疑を行います。

●山田一郎委員 まずは本日から本格的な質疑が始まりますので、委員の皆様、理事者の皆様、よろしく申し上げます。

それでは私からは、令和6年度決算の状況、そして令和8年度予算編成の考え方について、働きやすいまち推進協議会について、2点質問いたします。

まず、令和6年度の決算の状況について伺います。

先日の我が会派の代表質問において、令和6年度決算の評価と今後の財政見直しについて質問したところ、個人所得の伸び等による税収増を含めた一般財源の増が、物価高騰や人件費の増などによる経費の増加に追いついていない状況であり、令和6年度末の財政調整基金残高も5年ぶりに300億円を割り込むなど、厳しい財政状況が明らかとなったところであり、今後の持続可能な財政運営に向けて、より一層の見直しが求められる状況にあります。

こうした中で、市長からは、将来を見据えた投資と内部経費の精査、事業の見直しを進めていく旨の答弁がありました。

このような状況において、健全な財政運営を行っていくためには、改めてしっかりと現状を認識し、今後の財政状況を見通した上で財政運営を行う必要があると考えます。

そこで、質問ですが、令和6年度決算の状況とその認識について伺います。

●白石財政部長 私から令和6年度決算の状況とその認識について、お答えをさせていただきます。

令和6年度決算の状況につきまして、歳入では市税収入が過去最高額となるなど、一般財源が増加したものの、歳出では昨今の物価や人件費の上昇などによりまして、歳出の増が歳入の増を上回ったことで、前年度と比較いたしますと収支状況が悪化いたしました。

その結果、財政調整基金の取り崩し額は、政令指定都市移行後52年間で2番目に多い約59億円となり、令和6年度末残高も5年ぶりに300億円台を割り込み、283億円と残高が減少している状況でございます。

歳出の増の要因となっております物価や各種経費の上昇は当面続くと見込まれていることに加えて、今後の人口減少の進展による税収などへの影響を踏まえますと、さらなる財政状況の悪化が危惧されるため、大変厳しい財政状況であると認識しているところでございます。

●山田一郎委員 ただいまの答弁のとおり、財政を取り巻く環境というのは、本当に厳しい状況が続いている状況でございます。

財政悪化の大きな要因は、物価や人件費の上昇に対して、市税などの収入の増加が追いついていないことであり、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢の不安定化、さらには米国の通商政策の影響もあり、物価高騰が短期間で収束する見通しは立っていないという認識は同じであると思えます。

一方で、個人所得の増加や企業業績の好転による税収増も期待されますが、現下の状況を鑑みれば、このままでは収支不足がさらに拡大し、財政調整基金の残高が減少する一方ではないかと危惧しているところであります。

そこで、質問ですが、アクションプランでは財政調整基金をはじめ、財源不足対策のために基金の活用を想定していましたが、アクションプラン策定時と比較して、状況の変化があるのか、また今後の見通しはどうなっているのか、伺います。

●白石財政部長 基金活用額のアクションプラン策定時との比較と今後の見直しについて、お尋ねでございました。

アクションプラン2023では、計画期間中の事業の財源といたしまして、財政調整基金、まちづくり推進基金、土地開発基金を計画的に活用することとしてございます。

アクションプラン策定時の想定では、この3基金の現金部分の令和6年度末残高は、合計で1,178億円を見込んでおりましたところ、実際の決算では1,108億円となりまして、当初想定から70億円ほど悪化しております。

また同じく令和7年度末残高については1,074億円を見込んでおりましたが、現時点では891億円となっておりまして、183億円の悪化が見込まれているところでございます。

残高の見通しにつきましては、景気や物価の動向などの変動要素が多く、今後を見通すことはなかなか難しいのですが、令和6年度から令和7年度にかけてアクションプランとの見込み差が113億円ほど拡大しておりますため、仮にこのままのペースで収支不足が拡大し続けた場合、現時点での3基金の残高が891億円でありますため、これらの基金が8年程度で枯渇する可能性があるという見通しでございます。

●**山田一郎委員** 大変衝撃的な答弁でありました。現時点の可能性ではあるとはいえですけども、8年で基金の枯渇の可能性があるという厳しい見込みであることに大変危機感を持っております。このまま財政運営を続けていけば将来世代の負担が増加して、結果的に市政全体の信頼を損なうおそれがあると考えますし、本当に破綻への道を進むことにもなりかねないと感じております。そのためにも、絶えず事業執行が適切に行われているか検証することが必要であり、それをこれから始まる次年度の予算編成に生かしていくことも重要であります。

また、こういった厳しい財政状況においては、将来への投資もしっかりと行うために、一般財源の確保を目指すとともに、基金の枯渇が現実のものとならないように、財政部が旗振り役となって歳出構造そのものの見直し、こういったものを行う必要があると考えます。

そこで、質問ですが、このような状況にどう対処していくか、現時点での取組があればその内容と、これから始まる令和8年度予算編成において、どのような対策を取るのか、伺います。

●**白石財政部長** 現時点の取組と、令和8年度予算編成に向けた対策についてのご質問でございました。お答えいたします。

財政局におきましては、これまでも常に見直し

の視点を持って事業の点検を行っておりまして、今年度におきましても、目指す成果を出せていない事業ですとか、予算額と決算額に乖離がある事業など、課題のある事業を洗い出す全事業点検を実施してまいりました。

さらに令和8年度予算編成に当たっては、厳しい財政状況の改善のために、これまで以上に収入の確保に努めるのはもちろんのことでございますが、今ほど申しあげました全事業点検の結果も踏まえながら、内部経費の徹底的な見直しと節減を着実に進めて、収支不足の縮小を図ってまいりたいと考えております。

また、前例にとらわれることなく、廃止を含めた事業再編・再構築を徹底して、投資効果の高い事業に厳選して投資を行っていくなどしまして、これまで以上に事業の選択と集中を行う考えでございます。

●**山田一郎委員** 選択と集中を行っていくという答弁でした。これはさきの代表質問でも秋元市長から選択と集中、これは繰り返し答弁している内容であって、限られた財源を有効に活用する上で必要な視点であると思います。

しかし、それが削減のための選択、これに偏ってしまうと、市民サービスの低下であったり、将来に向けた成長の芽を摘んでしまうおそれがあります。

令和5年の決算特別委員会の場で笠松財政局長に質問したときには、これからはあれもこれもではなく、あれかこれかという選択という言葉が一つのキーワードになると答弁いただいております。まさにこの言葉が、今日の札幌市の財政運営において重要な意味を持つてくると考えております。

今、必要なのが単に削る選択ではなくて、伸ばすための選択であります。財政の健全化と将来に向けた投資、この両立がこれからの札幌市に求められている姿勢であると考えます。

人口減少が進む中、だからこそ攻めの政策ですとか未来への投資、これをしっかりと織り込ん

で、選択と集中、これを停滞ではなく成長につなげるための手段として位置づけていただきたい、この点を指摘して、次の質問に移ります。

次に、働きやすいまち推進協議会について伺います。

まず、本協議会のこれまでの取組について伺います。

本協議会は、国際情勢の混乱による原油価格や資材価格の高騰、生産年齢人口減少による慢性的な人手不足など、複合的な経営課題や雇用問題に直面する中で、地域経済の安定化と雇用環境の向上を両立させることを図るために、経済界、労働界、札幌市が三位一体となって設立されたと伺っております。

とりわけ、人手不足という課題は、建設業、運輸業、介護や保育など、幅広い産業において深刻化しており、その影響は地域経済全体に及んでおります。人手不足解消に向けた取組というのは、喫緊の課題であります。

そこで、まず伺いますが、本協議会はどのような目的で設立したのか、またどのようなことを実施し取組や成果につながってきたのか、伺います。

●中西管財部長 協議会の設立目的とこれまでの取組について、お答えいたします。

本協議会は、人手不足の解消による地元企業の経営の安定化と、労働者の雇用環境の向上を両立させるため、経済界、労働界、札幌市が一体となり、誰もが働きやすいまちの実現を目指す目的で設立したものでございます。

この目的の実現に当たりまして、これまで協議会での議論を通じ、主に三つの取組を実施してきたところでございます。

一つ目が、指定管理者制度への賃金スライド制度の導入です。これは賃金水準などの変動に応じて、2年目以降の指定管理費用を変更する仕組みです。

二つ目が、カスタマーハラスメント対策の防止啓発です。これは事業者向けのカスタマーハラス

メント対策ポスターを作成しまして、札幌商工会議所や連合北海道を通じて、会員企業に広く周知したものです。

三つ目が、建設業の担い手確保に向けた取組です。これは、技能者の処遇改善を図ることを目的とした建設キャリアアップシステム活用モデル工場の試行導入や、総合評価落札方式での入札において、正社員の奨学金返還支援に取り組む企業への加点評価を新設したものでございます。

●山田一郎委員 次に、今後の協議会の進め方について伺います。

本協議会は、札幌市の持続的な発展という共通のゴールを見据えて、経済界、労働界、行政が一堂に会し、互いに忌憚のない意見交換を行う場として設けられていると理解して、その結果が今の答弁にあったような形だと思います。

この仕組みは、人口減少ですとか労働力不足といった、これまで経験したことのない局面に対応する上で重要なものと考えております。

さらに今後を展望すると、若者の市外流出や少子化の進行、そして外国人材の受入れを巡る自治体間競争の激化など、これまで以上に厳しい局面を迎えることが想定されます。

こうした状況下にあっては、女性や高齢者の就業促進、若者の地元定着、外国人材の受入れ・定着支援といった多様な主体を巻き込んだ人材確保策を、実効性を持って進めていくことが不可欠であると考えます。

そのためには、本協議会を単なる意見交換や情報共有の場にとどめるのではなく、経済界、労働界双方の意見をバランスよく受け止め、現場の実情に即した課題や提案を整理した上で、市が主体的に取捨選択を行い、政策や具体的な事業へと反映していく仕組みを整えることが求められると考えます。

そこで、伺いますが、今後、札幌市としてはこの協議会を通じて、経済界、労働界からの多様な意見をどのように集約し、実際の政策形成や事業展開に反映させていくお考えなのか、伺います。

●中西管財部長 意見の集約と今後の進め方についてお答えいたします。

人材の確保と定着は、市民生活の安定に直結する最重要課題でありまして、これは経済界、労働界、札幌市の三者共有の課題であると認識しているところでございます。

協議会においては、人手不足対策や雇用環境の向上などをテーマに情報交換を行っておりまして、忌憚のない意見が活発に出されているところです。経済界、労働界からいただいた意見については関係部局と共有し、具体的な政策や事業への反映に努めていきます。

●山田一郎委員 次に、最後ですが、ホームページに公開されている本協議会の資料について伺いたいと思います。

令和6年12月、本市職員が熊本市を視察しております。熊本市と札幌市を取り巻く経済、労働環境は類似しており、熊本市には近隣の菊陽町に台湾の半導体メーカーTSMCが進出し、本市も近隣の千歳市にラピダス社が進出して、先ほど取り上げている人材不足についてはさらに拍車をかけている状況でございます。

この点に関しての視察は特に問題なく、ぜひとも情報交換に努めるべきであると思います。ただ同時に、熊本市が取組を進めている公契約条例について視察したと記載もでございます。

これまで本市議会における議論の経過を振り返ると、本件について我々としても決して看過できません。

そこで、質問ですが、熊本市の公契約条例の取組を視察した目的と趣旨を伺います。また、公契約条例制定に向けて今後検討するつもりなのか、併せて伺います。

●中西管財部長 熊本市の視察目的と公契約条例の検討について、お答えいたします。

熊本市は隣接する菊陽町へのTSMC社の工場建設など半導体関連企業の進出が進み、千歳市にラピダス社が進出した札幌市と類似した状況であります。

熊本市の視察については公契約条例の取組だけではなく、この類似した状況において、熊本市が直面している働き方改革への対応、担い手確保、多様な人材の活躍といった、札幌市と共通する課題への対応状況を調査するために行ったものでございます。

本協議会では公契約条例に限らず、人材確保など経済界、労働界を取り巻く様々な課題を共有しながら、働きやすいまちの実現に向けて引き続き取り組んでまいります。

●山田一郎委員 公契約条例に限らず、働き方改革などを視察してきたという形でございます。

公契約条例につきましては、我が会派としても10年前から基本的な考え方は変わっておらず、引き続き慎重な立場であるということをここで改めて申し上げさせていただきます。

一方で、ずっと出てきた人手不足の問題、これはやはり札幌市だけの課題ではなく、日本全体が直面する、構造的かつ深刻な問題であります。だからこそ、今後はこの協議会を通じて、人材確保のために、現実的かつ効果的な対策を深めて、具体的な成果を上げていくことが必要であると考えております。

その意味において、公契約条例導入ありきの議論に流れることなく、人手不足対策の実効性を高める協議の場として、働きやすいまち推進協議会をさらに発展させていただきたい、このことを最後に申し述べて、私の質疑を終わります。

●うるしはら直子委員 私からも、現下の財政状況が大変厳しいことを踏まえまして、将来を見据えた財政運営について伺います。

先日の代表質問でも、私から将来を見据えたこの財政運営について質問し、市長からは不断の見直しとともに事業の選択と集中を行うことで、持続可能な財政運営を進めるとの答弁をいただいたところです。

一方で、令和6年度決算を踏まえた財政調整基金の令和7年度末時点の残高は180億円の見込み

とのことですが、さきの質疑にもあったとおり、このアクションプランの収支不足に活用する3基金、財政調整基金、土地開発基金、そしてまちづくり推進基金、これらが枯渇する可能性があり大変厳しい財政状況にあると認識しております。

そうしたことから、この中でも使途が特に限定されていない財政調整基金は、年度間の財政収支の不均衡を調整するものです。これまでも、急激な環境変化への対応や大雪や地震といった突発的な対応に用いたことを踏まえ、一定の規模を維持し、次世代に引き継いでいくことが必須と考えます。

そこで、質問ですが、財政調整基金はどの程度の残高があれば妥当であると考えているのか、伺います。

●白石財政部長 妥当な財政調整基金の残高というご質問でございました。

財政調整基金につきましては、これまでも大雪や災害といった突発的な事態に対しまして、機動的に対応するための財源として、100億円の残高を確保してきたところでございます。

この100億円という水準につきましては、過去の大雪対応などにおける財源として活用した実績を踏まえたものでございまして、アクションプラン2023においても、ベンチマークとして設定してございます。

なお、大雪対応としましては、ご記憶にも新しいところでございますが、令和3年度の大雪のときに、89億円が過去最大の補正予算額であったことから、これからも財政調整基金の残高は100億円程度の水準を維持する必要があると考えているところでございます。

●うるしはら直子委員 やはり100億円程度の維持は必要とのことでした。近年の物価高騰や過去の活用額を踏まえ、令和7年度末見込みの180億円という残高では、財政調整基金で最低限維持しようとしている水準を下回る状況に直面しつつあると危機感を覚えています。

仮にそうなった場合、突発的な支出に備えるこ

とができないだけでなく、予算案編成にも影響が出てくる可能性があります。

現下の財政状況を鑑みると、今後も安定的な財政運営を行っていくためには、一定の事業の見直しが必要なのは理解ができます。だからといって、経費削減を目的に安易に事業規模を縮小し、市民生活に真に必要な行政サービスまで廃止または停止させるわけにはいかないと考えます。

例えば、障がいのある方ですとか、また高齢者への福祉サービス、そして子育て支援など、必要なことにはしっかりと対応していくべきだと考えます。

さらに、こうした情勢であるからこそ、札幌が持つポテンシャルを最大限に生かすことのできる人材の育成など人への投資も、非常に重要であると考えます。

これらの点につきましては、代表質問におきまして、市長からその必要性を答弁はいただきましたが、人への投資は、例えば、市の職員の採用、育成はもちろんのこと、指定管理や民間の企業においても重要であり、あらゆる分野で成長し、持続可能なまちを目指すためにも必要な投資です。

そこで、質問ですが、厳しい財政状況にある中で、いかにして必要な財政サービスの提供や人への投資を進めていくのか、伺います。

●白石財政部長 必要な住民サービスや人への投資のための手法についてというお尋ねでございました。

現下の厳しい財政状況にありまして、新たな行政需要に対応していくためには、必要性が低下した事業や効果が出ていない事業の見直しを進めて、財源を確保していく必要があると認識しております。

このため、事業の選択と集中は避けて通れないものの、市民サービスへの影響は最小限にとどめるとともに、子育て支援ですとか経済活動を担う人材の育成といった未来をつくる人への投資も行っていくことが必要でございまして。安易に全ての事業を縮小するのではなく、事業の見直しを積

極的に行いつつ、限られた財源の中にあっても、必要な行政サービスの提供や人への投資をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

●うるしはら直子委員 市民サービスへの影響は最小限にとどめるということと、それから事業の見直しは積極的に行って財源を確保していくとすることで、我が会派としましては、財政状況の厳しさを理由に緊縮一辺倒の対策、これは求めてはいません。昨年度決算で上振れした税収分などはしっかりと市民のために活用していくべきですし、また厳しい時代だからこそ、未来を切り開くための対応、そして投資が不可欠であると考えています。

今の答弁で、改めて今後の予算編成においては単なる支出の抑制にとどまらず、将来を見据えた選択と集中、そして人への投資を意識して進めていただけるものと受け止めました。

事業の必要性を精査し、必要などころにはしっかりと財源をつけるという考え方は、私どもも共有するものですが、ただ、年度当初予算編成を行った後も、日々状況は変化して動いていきます。年度途中で予算がないからと対応が先送りになることは避けなければならないと考えます。

そこで、お聞きします。各事業部局では年度内において新たに必要性、緊急性が生じた場合には、迅速かつ機動的な予算対応が必要となることもありますが、財政局としてどのように対応していくのか、伺います。

●白石財政部長 新たに必要性、緊急性が生じた場合の予算の対応につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、年度途中で新たな財政需要が生じた際には、定例会に補正予算を提出してご審議をいただいて、議決の後、事業を実施しているところでございます。

また、こちらにも記憶に新しいところでございますが、新型コロナウイルスの蔓延時に対応したように、次の定例会より前に、速やかに予算案を提出する必要がある場合は臨時会を開催しまし

て、補正予算を議決いただいているところでございます。

さらに緊急を要する場合などには、予備費を充てることや、さらには専決処分を行うことなどで機動的な対応が可能となっております。加えて、地方自治法と札幌市予算規則におきまして、予算に定める各項内、項というのは予算の款項目の項でございます。この項の中で予算の流用が認められておりまして、財政部と各局が協議の上、予算執行を行っているところでございます。

必要性、緊急性に応じて、速やかに予算が執行できるよう、今後も対応してまいりたいと考えております。

●うるしはら直子委員 先ほど来からご答弁の中で、大雪ですとか、コロナですとか、私も本当に記憶がありまして、何度も臨時会が開かれたことを思い出しました。

今、議会にはしっかりと諮っていきながら、こうした緊急的な措置をしていただくということでしたけれども、本当に緊急というところだけではなく、やはり年度途中で予算が必要になることはございますので、そうしたことにもしっかりと対応いただきたいと思います。

繰り返しにはなりますけれども、現在の厳しい財政状況において、単なる支出の抑制を進めるというのではなく、こうした局面だからこそ、未来に向けた投資と柔軟な対応が不可欠であると考えます。

こうした質疑の中で、今日もですけれども、選択と集中という言葉がよく使われますが、この集中のみを重視するのではなくて、選び直すという選択の視点、これが必要だと考えます。大変重要だと思うんですが、何を削るかではなく何を生かすか、事業の見直しは価値の再構築であり、可能性の再発見でもあります。関係部局が財政局の方針に沿いつつも、必要な選択を前向きに行えるような環境づくり、これについてもぜひ配慮いただきたいと思います。

また、財源確保に当たっては支出の抑制だけで

はなく、歳入の増加につながる政策を戦略的に進めていく必要もあると思います。税収の増加は地域の活力を高める施策から生まれるものであり、人が集まり、企業が育ち、暮らしやすいまちを形成することが持続可能な財政の基盤となります。こうした好循環を、我々の会派としても、共に考えていきたいと思ひます。

市民生活に真に必要なサービスは確実に支え、人材への投資も着実に進めながら、限られた財源の中でも可能性を広げる予算編成、そして札幌の持つ力を最大限に生かし、柔軟かつ機動的な財政運営、これを進めていただくことを強く要望しまして、私の質問を終わります。

●前川隆史委員 私からは、札幌市の健全な財政運営と未来に向けての対策について、伺いたいと思ひます。

本市の財政状況の議論になると、必ず地方公共団体の財政力を示す財政力指数の話になりまして、他の政令指定都市と比較して下位で、すっかり定位置になっておりまして、財政基盤が弱いから大変だ、こういう話になるわけです。ちなみに令和5年度実績では、全20都市中17位、このようになってございます。

とはいえ、こうした脆弱な財政基盤であっても、本市は一貫して健全な財政運営に努めてきたのではないかと、このように評価しているところでございます。

将来的な負担となる借金を、札幌市の財政規模に対して少なく抑えてきましたし、財政状況が厳しいながらも、健全な財政運営を次なる世代に引き継いでいく思いで努力されてきたのではないかと、このように思っているところでございます。

事実、自治体の財政の健全性を示す指標となります健全化判断比率の数値は、他の政令指定都市と比較しても、札幌市は良好な位置にあるということは、これまで健全な財政運営に努めてきた結果のあかしであるとも思ひます。

一方で、今議会で財政状況に関する質疑、答弁を伺ってみますと、基金残高の状況をはじめとし

て財政状況は急速に悪化しているということでございまして、このような財政状況の悪化が顕著となつてきますと、健全化判断比率の悪化も危惧をせざるを得ないと、このように思ひます。

そこで、伺ひますが、令和6年度決算における健全化判断比率の状況と、悪化しているのであれば、その要因について伺ひたいと思ひます。

●白石財政部長 令和6年度決算における健全化判断比率の状況と、悪化しているのであれば、その要因についてというお尋ねでございました。

まず、令和6年度決算における健全化判断比率のうち、市債の返済額の大きさを財政規模に対する割合で表す実質公債費比率、こちらは前年度から0.3ポイント悪化した3.2%となり、比率は悪化したものの、財政健全化への取組が必要となります早期健全化基準の25%や、財政再生基準の35%は下回っている状況でございまして。

また、現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表す将来負担比率、こちらについては前年度から4.0ポイント悪化した22.2%となりまして、こちらも比率は悪化したものの、早期健全化基準の400%は下回っている状況でございまして。

この二つの比率が悪化した要因といたしましては、普通建設事業の増加に伴います建設債発行額の増加や、市場金利の上昇による利払額の増加によりまして、公債費が増加していることによるものでございまして。

●前川隆史委員 現状は早期健全化基準ですとか財政再生基準を下回っているものの、昨年に比べて比率が悪化している。そして、悪化の要因については建設債の発行が増えてきたこと、また市場金利の上昇による公債費の増加による、このようなお話でございました。

今の答弁を踏まえれば、これから多くの市有施設が更新時期を迎えますので、建設債の発行の増加傾向が続くと想定されます。健全化判断比率のさらなる悪化に拍車がかかると考えざるを得ないと、普通、皆さんそう思うと思ひます。

危惧される状況悪化が進んで、仮に自主的な再建計画が必要となる早期健全化基準や、国の管理下に置かれる財政再生基準といった基準値を上回るようになってしまえば、財政状況の改善に否応なく対応せざるを得なくなって、今後の行政運営と札幌市の経済に大きな影響を及ぼす事態に陥ると、このように思われるわけです。

そこで、伺いますが、健全化判断比率が悪化した場合の影響について、伺いたいと思います。

●白石財政部長 健全化判断比率が悪化した場合の影響について、お答えをさせていただきます。

前川委員ご指摘のとおり、政令指定都市移行後に重点的に整備をいたしました公共施設の更新需要が今後本格化いたしますことから、建設債発行の増加に伴いまして、健全化判断比率も悪化していくものと見込んでございます。

現時点では比率はまだ低い水準にありますことから、実質公債費比率については市債の発行に際して総務大臣の許可が必要になる18%や、早期健全化基準である25%に直ちに達する状況にはございません。

仮に比率の悪化が進んで、財政健全化法に定められている早期健全化団体や財政再生団体になりますと、改善に向けた計画の策定が義務づけられることに加えて、市債の発行に制限がかかったり、国の関与による確実な財政再建が求められることとなります。

他都市の例を見ましても、市民生活に必要な事務事業以外は中止や縮小を余儀なくされ、インフラですとか公共施設の更新などの投資的事業は、真に必要な事業以外の大幅な縮小や先送り、事業中止といった抜本的見直しを図る必要が生じることとなります。

市民サービスの廃止や大幅なサービスダウンについても議論は避けることができなくなり、また市内経済の停滞を誘発することにもなりますことから、そのような状況に至らないように健全な財政運営を行っていく必要があると考えております。

す。

●前川隆史委員 私も市議会議員として議席をいただいてから11年目になりますけども、結構ここまで緊張したことはなかったかなというような気もしております。

財政破綻した団体といえばやはり夕張市が有名で、夕張市が財政再生団体となって、長年にわたって苦勞してきたということが思い起こされます。私も夕張市を含む選挙区の代議士の秘書を長くやっていたので、当時、夕張市長だった鈴木直道道知事とも、何度も国との橋渡しの件だとかいろんなことでご相談いただいたということも思い起こされます。

夕張市は財政状況悪化に伴いまして、平成18年度からの18年間を計画期間とする財政再生のための計画を策定しております。その計画では一般職給与の月額平均30%の削減、住民の利用が少ない公共施設の休廃止、各種補助金は真に必要なもの以外は廃止などがうたわれておりまして、人口流出に歯止めがかからず、全国最低の行政サービスと全国最高の市民負担と、このように言われてきました。

また、北海道も実質公債費比率が早期健全化基準の25%を超える可能性が生じて、道財政立て直しプランや新たな行財政改革の取組を実施して、建設事業の抑制、職員数の削減ですとか給与の10%カットなど、見直しを余儀なくされて、厳しい財政状況は現在も続いているということは、皆さん、ご存じのことと思います。

最近では、北見市が新たな中期財政計画の中で、予算規模約800億円の中で、毎年30億円の収支不足が見込まれることが判明をいたしまして、繰り返し報道もされているところでございます。北見市の令和6年度の実質公債費比率は12.5%、将来負担比率は153.5%のとのことでありまして、収支不足と各比率の改善を目的に財政健全化計画を定めて、行財政運営の見直しに今必死に取り組んでおります。

具体的には、事務事業の順位づけ等による見直

し、業務改革による事務事業の見直しを図ることによる人件費の見直しなどがございまして、さらには公共料金の上限改定率を1.5倍に引き上げるなどして、約30億円の縮減効果を目標としております。

北見市の状況は決して対岸の火事ではなく、特に昨今の物価高騰の影響は、どの自治体にも大きな影響を与えていると思います。今後ますますその影響も大きくなるということも想定されます。

札幌市においては、その影響が深刻化する前にいち早く察知して迅速に、このように危機意識を持った、そして何とかしなきゃいけないと、こういったスタートに立ったということは非常によかったですと、財政局の皆さんも敏感に対応いただいているのかなとこのように思います。

我が会派としまして、ここは正念場との意気込みで、今後もしっかり議会議論してまいりたいと思います。

ということで、ここまで非常に暗い話ばかりしているわけですが、厳しい財政状況を理由に削減するばかりでは、先ほどのお話でございましたが、前に進むマインドがしぼんでしまって、札幌市の明るい未来もなかなか展望できませんので、これまでの札幌市の繁栄を次世代に引き継いでいくためには、財政運営を引き締めることもやむを得ないけれども、削減だけではなく、ぜひ札幌市としても歳入の確保、稼ぐ力を強化して、それに資する事業は積極的に推進していくということで、明るい札幌市の未来というものを見せていただきたいと、このようにも期待するところでございます。

そこで、伺いますが、こういった財政状況が悪い中であっても、希望を持った札幌の未来を築くためにどのような対応を今後していきたいと考えているのか、伺います。

●白石財務部長 希望を持った札幌市の未来を築くための対応についてというお尋ねでございました。

前川委員からは、これまでも稼ぐ力を強化して

いく必要性についてご指摘をいただいております。私ども財務部といたしましても、札幌市が今後発展し続けて、希望を持った未来を築くためには、自ら稼ぐ力をつけていくことが大変重要だと認識しております。

このために企業・観光客の誘致のほか、スタートアップ企業の創出・育成や、GXの推進、再開発支援などによりまして経済を活性化して、民間からの投資も促進して、市税収入をしっかりと確保していくとともに、経済波及効果のある事業を積極的に実施することで、札幌経済全体のさらなる発展を図ってまいりたいと考えているところでございます。

これらの取組を成し遂げて、財政状況が大変厳しい中にありますが、市民の皆様が希望を持てる持続可能な札幌市の未来を、札幌市役所全体が一丸となって築いていく所存でございます。

●前川隆史委員 財政状況は厳しいけれども、札幌市の明るい未来を開くためしっかり頑張っていきたいと、特に稼ぐ力というものをしっかりまた視点に置きながらというようなお話いただきました。

今、様々、スタートアップですとかMICE、GXの話も、いろいろございました。本当に全て大事な視点で、稼ぐ要素、ファクターであると思うと同時に、その中で勘違いしてほしくないんですけど、私はGX推進派なんですが、一方でGX分野については非常に足の長い計画というか、取組が多いと。今の財政状況というのは非常に短いスパンで対策していかなきゃいけないという、この時間の乖離が、いわゆる稼ぐ結果が出る時期と、財政再建的なものの取組等の差が、重ね合わせていくと、やはりこのGXの取組についてはある意味では、先ほど来、選択と集中みたいなのもありましたけれども、GXだから全部イケイケでいいんだとか、もう地球環境もかなり気候の温暖化変動も激しいし、人類のために札幌は貢献するんだと言いながらやるのも美しい話で正しい、間違っははませんが、一方で先ほど来、足元の財

政状況も厳しいということで、そういった意味では昔のように、基金が一番よかったときは3,000億ぐらいあったというお話もありますけど、そんな状況であれば、そういう投資も少し思い切ったということもあるかと思いますが、そういった意味でも、こういった状況を適切に判断して、選択と集中という部分も、ある意味ここに今後の市の経営力の力が試される、このように思っておりますので、どうか財政局は少し厳しめに判断していただきながら、一方で内輪で追い風を送りながら、難しい仕事かと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

●伴 良隆委員 私もこの財政状況について伺いたいと思います。

厳しい財政状況を迎える札幌市の姿勢と意志について、私の自問自答も含めて伺いたいと思います。

今、山田委員、うるしはら委員、前川委員から、明るい未来に向けた厳しいご指摘等をいただいたところでございます。私も同じくその流れでいきたいと思うんですけれども。

何が無駄か、何が無駄でないかというのは非常に難しいと思います。また、各局におかれても、一生懸命に事業の継続を行われているんだと思いますけれども、局ごとによっては、自分たちの仕事をいかにして守るかというふうに陥りかねないこともございます。そのために財政局さんがいらっしゃるわけでありますので、凛とした答弁をいただけてきたところでございますけれども、やはりないよりはあったほうが良いというふうなことも分かりますけれども、そういう時代ではないということで選択と集中という言葉が出てきました。

私、コロナ禍の中で様々な事業を見させていただきましたけれども、浮き沈みというよりは、本当にその事業は必要だったかということを見直していただきたいということで財政局にお願いし、そしてひいては組替えということの中で、見直し

ていただいたところにまた財政的な応援をする、オンするというふうなことをやっていただきましたけれども、実はもうそういう時代も、今、厳しくなっているということの答弁だったかというふうに思います。

私は、いろんな報道もそうでありまして、各局からいろんなご説明を受けたりしていきますと、様々な大型の施設の整備が話題になっています。いいですね。きらびやかでね。ただ、何百億円とか何十億円の改修というのが踊っていて、実際に我々短期、中期にどれぐらいのものが、今、取り沙汰されているのか、私もちょっと分からなくなっちゃって、札幌市に調べていただきました。

各局に調べていただきまして、一旦基本方針や基本計画などで、札幌市が公表済みの今後の施設整備の予定ということで抽出していただいたところ、調べていただいたところ、それぞれまず数字が出ているところがスポーツ局の美香保体育館、スポーツ局、同じく大倉山ジャンプ競技場、そして経済観光局の新MICE施設、同じく札幌産業展示場ということでございます。

また、概算の事業費までは出ていないものの、おおよその事業費の概算が出ているようなところもございまして、これはまちづくり政策局の丘珠空港関連、それから市民文化局の南区役所、そして環境局の新発寒清掃工場ということで、並べてみるとそうだなというふうに思うわけでありまして。

しかし、実際にこの年度と照らし合わせて総額を考えてみますと、ここで、なるほど、さらに驚きがあるわけでありまして、設計の着手がおおよそ2024年から2028年のものを含め、また工事完成が2027年から2034年、つまりこのおおよそ向こう10年間で、どれぐらいの概算事業費があるかといいますと、数字に表れているだけで約1,000億円強でございます。この1,000億円強が約10年間で、さらに先ほど申したように、まだその概算事業費まで出ていないんですけど、おおよそ見込ま

れるものが600億円、合計いたしまして、この10年間で1,600億円以上のこういった施設整備が予定されているというのが、一旦明らかになっているということでございます。要するに、割り換算すると1年160億円の投資が必要だということでございます。今、建設債の残高が2023年時点で約6,000億だったかな。そして2028年にはおよそ1兆円になってくると。何もしなければ、その10年後には1.6兆円まで膨れ上がるということで計算をされているところでもございます。

先ほどあまり暗い話はと言いましたけれども、現にこういう状況でございます。

そこで、こういう箱というふうな言い方ではなくて、公共投資だとは思いますが、一旦この建設費、建設債ということに注目していきますと、皆さんご承知のとおり、補正とかいろんなことが毎度行われながらやっているわけでありませうけれども、物価高騰、人件費関係、こういったことでいきますと、当初の予算よりも大分膨れ上がるという傾向が見てとれます。

そこで、私も、どのようにしたら我々として妥当な判断ができるかというときに、アクションプランに書いてある数字というのが、もはやなかなか数字として信頼の置けるというか、置けないというか、なかなか難しい数字になってきているなというふうに思うところでございます。このアクションプランの2023年時点のもの、これはもう少し見直さなきゃいけないのではないかというふうに思うところでもございます。

先ほどのように、それぞれ各局が予算で提案してくるものの前に、話題に上っているときに、我々が本当にそれが必要かどうかというのを、数字を見ながら緊張感を持たなきゃいけない。その依拠とする、あるいは根拠とする財政のフレームというものが本当に今信頼に足るものかどうかということを問いたいと思います。

そこで、まず質問であります。最近完成した大型施設の一例として、例えば、中央区役所ですが、計画段階で想定していた事業費と実際

の建設費はどれくらいの差があったのか、伺います。

●白石財政部長 中央区役所の建設費についてお答えをさせていただきます。

中央区役所につきましては、令和元年度に（仮称）中央区複合庁舎整備基本計画を策定しておりまして、その時点での想定建設費は約102億円でございます。その後、令和6年度の完成までに要した実際の建設費は約110億円となりまして、約5年間で8億円の増加、率にして約7.8%上昇しております。

●伴 良隆委員 先ほど私が言いました、ざっくりと10年間で1,600億円ということは、もちろんある程度物価の上昇を見込んだものと思っておりますけれども、さらに、この中央区役所ということ言えば、8%の上昇という結果だったということでございます。

物価や人件費の影響により建設費が上昇する流れ、これは続いておりまして、これから整備する施設においても、想定していたよりも建設費が膨らんでいくということが想像できますけれども、収支の見通しにも当然影響が出てくるということでございます。

また、こういったコスト上昇についての影響は建設事業費に限ったものではございません。先ほど来、山田委員からもありましたけれども、基金の関係、取り崩しが非常に激しいということで、8年で費消するという想定もあるということでありました。

この貯金が想定したように減っていくということになりますと、さらにこの物価や人件費の増加に伴う支出、そしてこれに収入の増加が残念ながら追いついていかないという状況が、決算のほうで説明を受けているところでございます。

つまり、現在の市政運営の前提に置かれている財政収支の見通しに、収入・支出の両面ですれが生じているということでございます。よって、アクションプランの見直しというのが近づいているんじゃないかというふうに解釈ができるものでござ

ざいます。

今、私もMICE施設について申し上げましたけれども、新しいMICE施設については多額の想定事業費とともに整備の方針は示されましたけれども、今後更新期を迎える区役所、本庁舎、体育施設など、そういったものがある中で大型施設の整備の可否を問われる場面が逐次出てくるわけですのでございます。なので、私が先ほどそちらのほうに調べていただいたわけでありまして。

個々の施設では、それぞれ所管する部局の観点で利用者や老朽化の状況などを踏まえ、必要性や事業費、整備時期などを検討し、市民や議会に示されていることとは思われますが、しかし適切な議論や判断を行っていくためには、個々の施設の視点だけではなくて、つまり各局の説明は胸には受け止めますけれども、でも本当は、我々はお金がないと払うことはできない。当たり前ですけどね。ですから必要だと言われても、そもそもどこからお金を出すんですかと。未来への投資なのか、未来への借金なのか、本当にそれが必要なのかということで、笠松局長のあれもこれもから、あれかこれかという言葉が出たというふうに思います。

そこで、質問になりますけれども、一定の制度が求められる、我々が依拠とするアクションプランでいうところの財政収支であります。財政収支のスキーム、数字、見通しということをきちんと中長期的なものとして捉えて、様々な情勢や見通しが大きく変わる中、施設整備のスケジュールや、事業費なども含めた財政収支の見通しをきちんと更新すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

●白石財政部長 財政収支の見通しの更新について、お答えをさせていただきます。

財政収支の見通しにつきましては、委員ご指摘のとおり、アクションプラン策定時と比較して税収など収入は増加しているものの、物価や人件費の上昇による支出の増加、市の事業計画の変動などの要因によりまして、現状と比較し乖離が生じ

ているものがございます。

市民や議員の皆様適切に議論や判断をいただくためには、札幌市の財政状況を明らかにして、適時適切にその情報をお示しすることは重要でありますことから、現状に即した財政収支の見通しへの更新は必要であると認識しております。

一方、財政収支の見通しの更新に当たりましては、札幌市の収入や支出の見通しのほかに、今後の施設整備等に係る事業計画ですとか、国の予算編成、制度改革の動向なども考慮することが必要でありますことから、一定程度作業に時間を要するところでございます。

このため、令和8年度の予算の内容も踏まえまして、更新した財政収支の見通しを、令和8年第1回定例市議会においてお示しできるように、準備を進めてまいりたいと考えております。

●伴 良隆委員 早いうちに財政のスキームの見直しをいただけるといったご答弁でございました。まさにそれがないと、必要ですから、必要ですからというふうに言われますと、我々も困っちゃうんですね。ですから令和8年第1回定例会を見込んでお示しをいただけるといってございまして、それを見ながらお互い厳しい目で議論してまいりたいというふうに思います。

今度は話を転じて、公共施設マネジメントのほうに移ります。今は当面のお金の話でありますけれども、今、物が既に建っているもの、それからこれから建てようとしている、建て替えようとしているものもあります。

私も公共施設マネジメントのそういった取組を当初から都市局関係で目指していただきましたが、なかなかうまくいかない。やはり各局の主張があります。それで、財政局のほうに公マネをつくるべきだという主張をさせていただいたわけがあります。現に今、それが稼働していただいて、一生懸命にときに恨まれながらも、嫌われながらも一生懸命頑張っているということでございます。

そういう中であります。本当にこれからの、

先ほどの選択と集中、あれもこれもこれもじゃなくて、あれかこれかといった中で、どのようにその機能、建物を見直していくかと、多機能型にしていくか。例えば、80年間もたせますといったときに、80年間どのように可変していくかというふうな、そういう建物をどうやって造るんだろうというふうにも思うところでもございます。

こういったことの中でいろんな機能がデジタルトランスフォーメーション、それぞれの業務の効率化、本当にその人がそこでその仕事をしなければならぬだろうか、市民はどうしてそこまでして、その書類を取らなければいけないんだろうか、今そういう時代に入っています。しかしながら、北見市さんは残念ながら公共施設マネジメントが一因となって、今の財政状況の悪化ということになっているわけでもございます。

つまり、当時は合併もありましたけれども、そのときに手を下さないと、その後、まさに先ほどお話がありましたけれども、人件費等まで入っていかなきゃいけないということになるわけでありまして。なるべくそうしたくないわけでありまして。なので、きちんとした財政収支の見通しの検討、公共施設マネジメントの検討、様々なそういった収支を見直していく、今後取組が必要であります。

そこで、質問でありますけれども、この公共施設マネジメントをどのように今後鋭意さらに進めていくかということをお願いいたします。公共施設マネジメントの今後の取組を伺います。

●白石財政部長 公共施設マネジメントの取組を鋭意、今後どのように進めていくかというご質問をいただきました。

将来の人口減少を見据えますと、今ある公共施設全てを維持していくことは困難でありますことから、施設総量の抑制と機能維持の量を両立する公共施設マネジメントの取組が、より重要性を増しているものと認識してございます。

例えば、学校につきましては札幌市学校施設維持更新基本計画、市営住宅については札幌市住宅

マスタープランといった個別計画に基づいて、整備・管理を行っているところでございます。

加えまして、現在その他の市有施設の利用状況ですとか、老朽化の度合い、年間の運営経費などを個別に整理して、施設の在り方や管理方針の検討を進めているところでございます。

中には、既に民間の事業者が同じようなサービスを提供しているですとか、利用者数が低調に推移しているなど、設置当時の必要性が薄れて、必ずしも公設公営であり続ける必要のない施設がございまして、限られた財源で真に行政が担い続けるべき施設へ集中していくためにも、施設の存廃も含めた検討を行っていくことが必要であるという考えでございます。

札幌市の公共施設等総合管理計画でございまして札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針、いわゆる公共施設マネジメント計画でございまして、こちらの計画期間は2028年度までとなっておりますため、今後の計画改定を見据えまして、引き続き公共施設マネジメントの取組を進めて、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

●伴 良隆委員 組替えから建て替えという言葉に転じていったときに、今、白石部長、存廃とおっしゃいました。存廃ということは廃止もあり得ると。スクラップ・アンド・ビルドじゃなくて、スクラップがあり得るということでございまして。いわゆる本当にそれが必要なのかと見る部分と、一方で民間のPPP/PFIもあります。民間と運営しながらやっていくパターンもあるし、民間が既にやっている機能を生かしていくというふうには捉えております。なので、サービスを低下させるという意味ではないというふうには捉えながら、今のお話を緊張感を持って聞いていました。存廃を含む公マネに変わっていくということでございます。

財政局としての取組、分かりました。これまでの議論を聞いていますと、札幌市の置かれている局面、これは潮目が変わっていますので、マイン

ども変えていかなければならないと。そういう観点では、今答弁にありました公共施設マネジメントに限った話じゃなくて、財政局だけでなく局マネ、局マネジメント、市役所が一丸となって公共施設や公共サービスについて、これまでのまさにマインドから、当時の常識から抜け出して、これからの時代を、姿を変えなければ、我々の責任世代として未来に果たせないというふうに思います。

先ほど笠松財政局長のお言葉もありました。笠松財政局長は国のほうからいらした方でもありますけれども、地元の北海道でもご活躍の方であります。自治体のこういう厳しい状況というのは他都市におかれても、これはいろいろと悲喜こもごもいろんなことがあろうかと思えます。我が市も現在こういう状況でございますけれども、自治体の在り方ということ、今までこうだったからこうだとなると、それがコンセンサスになっちゃうんですね。そもそも自治体というのはどういう役割をしなければならないか、いわゆる最低限の何をしなきゃならないかというふうに、ドラスチックにやはり考え直さないといけないんだと思うんですね。それは人によってはスマートシユリンクだとかコンパクトシティだというふうに言い換える方もいますけれども、この財政ということだけじゃなくて様々な技術が、今、進んでいる部分、また、僕は人を大事にしてということで経済観光局にも言っていますし、こういった人手不足のこともある。これを今どのように変えていくかというときに、民間さんではできないことがあるというのは、パブリックとしてそれは分かりますけれども、本当にパブリックでそこまでやらなきゃいけないのかと、市役所とは一体何なのかということ、自治体として私は考え直すときに来たと思います。厳しいから何かしなきゃいけないというよりは、そもそも自治体ってそこまでののか、本当にしなきゃいけないことは何なのかということに立ち返る、その上で、例えば、区役所を置こうとか、公マネを置こうとかというような

ことを我々自身も考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

決して暗い話をしたつもりではありませんが、厳しい局面にどう早めに対応していくか。責任世代としてお話をさせていただきましたけれども、私も自問自答する意味でやらせていただきますが、今後とも陰に陽にやらせていただきますけれども、ぜひ厳しく、よろしく願いいたします。

●ふじわら広昭委員　私は6項目、質問いたします。

1項目めは電子契約について、2項目めは役務3業種の社会保険料の納入証明書について、3項目めは最低制限価格について、4項目めは設計変更の取扱いについて、5項目めは軽易な設計変更の上限額の引上げについて、6項目めは早期発注工事における労務単価の取扱いについてです。

初めは1項目めの電子契約についてです。

最初の質問は、導入に向けた検討の進捗状況についてです。

電子契約については、札幌市が発注する様々な業種の役務や工事の受注者はもとより、札幌市にとってもメリットがあるため、これまでも議会の場で早期に導入すべきことを取り上げてまいりました。

電子契約は電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律に基づく契約です。具体的には紙の契約書の代わりにPDFファイルなどの電子データ、電子署名を行うことで、現在使用しています紙の契約書と同じように法的な証拠力が認められる契約方法です。

電子契約を導入するに当たり、札幌市の従前の庁内ネットワークでの制限は二つありました。無害化システムと電子署名の無効化でした。

無害化システムではコンピュータウイルスの侵入を防ぐために、インターネット上のファイルを庁内ネットワークに取り込む際に必ず無害化システムを通す必要がありました。

電子署名の無効化では、無害化システムを通す際、PDFファイルに施された電子署名、具体的

には電子印影やタイムスタンプが無害化処理によって失われることが、電子契約システム導入の課題でありました。

これらを改善するためには、新たな庁内ネットワークを導入し、職員は業務のインターネットを活用し、インターネット上にあるPDFファイルなどを、電子署名に影響を与えることなくダウンロードが可能になります。

また、ウイルス対策は無害化システムに代わり素早い検知、常時監視、不審な通信の遮断といったより高度な方法でセキュリティを維持し、職員の利便性が向上するメリットがあります。

そこで、質問ですが、電子契約の導入に向けた検討については、具体的にどのような検討を行っているのか、伺います。

●中西管財部長 電子契約の導入の検討状況について、お答えいたします。

電子契約の導入につきましては、昨年度内部にプロジェクトを立ち上げて、今年度、先行他都市の現地調査を行ったところでございます。現在、現地調査を踏まえまして、電子契約の事務手順や規則・規定の改正など関係部署と調整し、具体的な事務手続の整理を進めているところでございます。

●ふじわら広昭委員 他都市の状況を調べて、事務手続や関係部署との調整しているという答弁でありました。

再質問しますが、電子契約については札幌市が発注する様々な業種の企業はもとより、札幌市にとっても事務の効率化と省力化につながる取組であり、人手不足やCO₂削減など大きな課題にも効果のある取組と言えます。

例えば札幌市内であっても、電子契約の導入で札幌市の担当部局との行き来が減少するので、特に人手不足対策の観点からメリットは大きく、導入を求める事業者の声は強まっています。

今年の予算特別委員会では、札幌市全体の情報インフラやネットワークセキュリティの整備状況に合わせて、引き続き検討を進めるとの答弁が

ありました。

そこで、質問ですが、札幌市の情報インフラ整備の進捗にかかわらず、電子契約を早期に導入すべきと考えますが、いかがか伺います。

●中西管財部長 電子契約の早期導入についてお答えいたします。

今までの庁内ネットワーク環境では、紙の契約書の押印に相当する電子署名が施されたファイルを取り込む際に、電子署名が無効化されてしまう課題がありました。今年9月より新たな庁内ネットワークが整備され、課題が解消されたことから、電子契約システムの利用が可能となったところでは。

今後システムを構築する事業者の選定を行いまして、操作マニュアルを整備して各登録事業者の説明会を実施した上で、令和8年4月からの開始に向けて準備を進めているところでございます。

●ふじわら広昭委員 ぜひとも来年、新年度の4月から導入できるように、取組を求めておきたいと思います。

次は2項目め、役務3業種の社会保険料の納入証明についてです。

最初の質問は、他都市の調査状況などについてです。

私はこの問題について、2024年の決算特別委員会及び2025年の予算特別委員会で取り上げてきました。複数の市民から、今まで勤めていた会社を退職及び転職した際に、会社が厚生年金などの社会保険料を未納していることが分かり大変困っているとの声が寄せられていることを踏まえ、札幌市の市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針を見直すことを求めてきました。

現在、札幌市では2002年に策定しています札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領で、市町村税や消費税及び地方消費税を滞納しているものは、競争入札の参加資格に関わる申請をすることができないと記載しています。

また同運用方針では、役務3業種の対象となります。また建物清掃業、警備業、または建物設備等保守

管理業に申請するものは、雇用保険、健康保険、及び厚生年金保険の加入確認書類の提出を義務づけています。

しかし、これは2年に一度、札幌市の入札参加資格者名簿登録の際に提出を義務づけていますが、その後の個別の入札時には義務づけられていませんので、毎月の社会保険料を関係機関に納入していないことも想定され、冒頭申し上げた問題に関連しているのではないかと思います。

昨年の決算特別委員会及び今年の予算特別委員会で、当時の管財部長から他都市の状況調査及び関係業界との意見交換の際に、不良不適格業者の排除について取組の拡充を図る旨説明しているとのこと、また、新たな事務負担を伴うことから、今後、関係業界に具体的な案を提示し、理解を得た上で、なるべく早期に実現できるように努めてまいりたいとの答弁がありました。

そこで、質問ですが、1点目は他都市の状況調査の結果について、伺います。

2点目は、業界に対する具体的な提案内容及び業界の反応はどうであったのか、伺いたいと思います。

●中西管財部長　ご質問の1点目、他都市の状況調査の結果についてお答えいたします。

社会保険料の納付確認について、各政令市を調査したところ、仙台市と広島市において、入札時の社会保険料の納付確認を行っているところです。

ご質問の2点目の業界に対する具体的な提案内容及び業界の反応についてですが、社会保険料未納などの不良不適格業者の排除をより進めるため、入札参加資格として契約前の事後審査の際に社会保険料の領収書の写し等の提出を求めていくことについて、業界団体に説明を行ったところでございます。

業界団体からは、新たに提出書類が増えることについて一定の配慮を求める声があったものの、おおむね理解を得られたところでございます。

●ふじわら広昭委員　再質問は、市有施設維持

管理業務委託契約に係る運用方針の具体的な改善内容と実施時期についてです。

私はこの間の質疑の中で、登録有効期間2年の中で実施される各入札時に、告示月の前月までの社会保険料納付関係書類の提出を義務づけすべきであることと、2024年10月1日から年金制度改正法により、厚生年金、健康保険、介護保険が対象となり、従業員数がこれまでの常時101人以上から51人以上及びアルバイトやパートタイマーなどの短時間労働者であっても、一定の要件を満たす場合は加入が義務づけられていることから、札幌市に対し、なるべく早期の実施を強く求めてきました。

そこで、質問ですが、役務3業種の入札は改善案が実効あるものにするためにどこを見直し、実施時期は、2026年1月からの入札告示案件から導入すべきと思いますが、どのように考えているのか伺います。

●中西管財部長　運用方針の改善と実施時期についてお答えいたします。

市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針に、入札参加資格の要件として社会保険料の領収書の写し等の提出をするよう明記していくものです。

導入については、令和8年4月1日以降に業務が開始となる令和8年1月上旬の告示案件から適用するよう、準備を進めているところでございます。

●ふじわら広昭委員　ぜひ1月までに、時間がそうあるわけではありませんので、しっかりとした1月からの導入に向けての準備を求めておきたいと思います。

3項目めは最低制限価格についてです。

最低制限価格については引上げの見直しを長年にわたって議会などを通じて求めてきたところであり、その結果、今年4月1日から見直しが実施されました。

この見直し内容について、今年3月の予算特別委員会で質問したところ、工事や委託業務におい

て、平均落札率が0.8%上昇する見込みとの答弁でした。見直しに踏み切ったことは評価するところですが、業界から私ども会派に対しては、最低制限価格が0.8%の見直しでは落札額が91から92%程度であり、まだまだ不十分であるといった声が数多く寄せられています。

そこで、質問ですが、今年4月1日から見直した最低制限価格の引上げに関して、業界から札幌市に対してどのような声が上がっているのか、まず伺います。

●中西管財部長 今年度の引上げに対する業界からの声について、お答えいたします。

今年度の一般管理費等の算入率及び最低制限価格率の上限の引上げについては、様々な業界団体から感謝の声が寄せられています。一方、適正な利潤の確保のため、さらなる引上げを要望する声も寄せられているところでございます。

今後も引き続き業界の声を丁寧に聞いてまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 札幌市に対しても、さらなる引上げを求める声が寄せられているとの答弁でした。

建設業は私たちの生活に欠くことのできない社会インフラの整備などを担うとともに、道路の除排雪や災害時の対応など、安心・安全な市民生活と社会経済活動を支える地域の守り手として、重要な役割を担う事業者であります。

しかし、人手不足や急激な物価高騰などといった困難な課題に直面しており、特に札幌のような積雪寒冷な大都市では思うように利益が得られず、企業を存続していくことが厳しくなっています。

このような建設業が直面する人材確保や急激な物価高騰といった社会的な問題について、個別の企業で対処できる問題ではないため、地域の守り手として継続的に活躍できるよう、札幌市としてもでき得る限り効果的な対策を展開していく必要があります。

こういった背景から、札幌市でも建設産業活性

化プランを作成し、様々な取組を実施していることについては一定の評価をするものの、実効性のある取組や対応の早さといった面では十分な対応とは言い難い。札幌では建設業の中でも各種協会があり、最低制限価格は最低でも95%以上に設定してもらわないと、この厳しい情勢を乗り切れないとの声が共通の声です。

そこで、質問ですが、こういった業界の切実な声を踏まえ、最低制限価格についてはさらに引き上げるべきと考えますが、いかがか伺います。

●中西管財部長 さらなる最低制限価格の引上げについてお答えいたします。

このたびの引上げにより、国や道の定める最低制限価格をさらに上回る水準としたところでございます。そのため、このたびの引上げの効果を注視しつつ、引き続き様々な状況等を考慮して適宜判断してまいります。

●ふじわら広昭委員 慎重な姿勢、あるいはもう少ししっかりとした状況を把握して前に進めたいという、どちらにも取れるような答弁でありましたけれども、このような根強い見直し要望は、先ほども触れたとおり、建設業はかつてないほどの人手不足や急激な物価高騰などといった困難な課題に直面しているためであり、何とかしてほしいという声は非常に切実であります。

官公庁における公共工事の発注においては、労務単価が基本的に年単位、各種資材単価がおおむね月単位で見直されていますが、当然調査に要する期間もあるので、実勢取引とは数か月以上の期間のずれが生じるので、どうしても単価に乖離が生じることとなります。

また、積雪寒冷地の特性として、工事を施工できる期間が短いことのほか、大都市の特性として車や歩行者の交通量が多く、ガードマンや保安施設など交通規制の費用が多額となるとともに、現場事務所用地の借地料が高額となるなど、どうしても実態と設計が合わないといった札幌市特有の実態があり、こういった実情が業界の切実な声につながっていると認識しております。

今年4月1日から見直された最低制限価格の算定については、直接工事費が97%で、その諸経費分である共通管理費と現場管理費が90%というのは現状どおりのままであり、企業の経営経費分の一般管理費のみが70%から75%に見直されています。この結果、0.8%の見直しとなっていますが、例えば、1億円の工事であれば僅か80万円の上昇であり、事業者にとっては焼け石に水のようなもので、もっと実態に合ったものに上げてほしいという声が多く寄せられております。

建設業の各種協会からの強い要望には、最低制限価格は最低でも95%以上に見直した場合であっても3から4%のアップであり、1億円の工事で300万から400万円程度の上昇にすぎないこと。各種協会の要望である95%以上という数字は、工事を行うための費用の直接工事費と、それに伴う諸経費である共通管理費や現場管理費を100%、そして企業の経営を維持していくために必要な経費とされている一般管理費を75%計上することで、やっと落札率が95%以上となる数字であります。

そこで、質問ですが、最低制限価格の算定について、工事を行うための費用である直接工事費と、それに伴う諸経費の共通管理費や現場管理費を100%計上するよう見直すべきと考えますが、いかがか伺います。

●**中西管財部長** 直接工事費、共通仮設費及び現場管理費の算入率をそれぞれ100%に引き上げることについて、お答えいたします。

最低制限価格の算定において、直接工事費の算入率を100%としている政令市は川崎市及び横浜市の2市のみでありまして、共通仮設費及び現場管理費の算入率を100%としている政令市はない状況です。

このような他の政令市の取扱いを踏まえまして、引き続き様々な状況等を考慮し、適宜判断してまいりたいと考えております。

●**ふじわら広昭委員** 横浜や川崎の例も挙げましたけれども、質問の中でも触れましたけれども、やはり気象条件などを含めて、雪の降らない

都市と単純に比較することには問題があると言えます。

要望を申し上げていきますけれども、安心・安全な市民生活と社会経済活動を支える地域の守り手であります建設業を将来にわたって継続的に確保していくためには、企業の経営の安定化につなげる取組が不可欠です。そのために、今回質問した最低制限価格のさらなる引上げのみならず、契約部局と発注部局が一層緊密に連携し、実勢取引に即した柔軟な単価変更や実態に応じた施工、歩掛かりの見直しに取り組むとともに、現場条件などの変更に伴う設計変更に対しても、より迅速に対応していくことを求めて、次の質問に移りたいと思います。

次は4項目め、設計変更の取扱いについてです。

札幌市発注工事における設計変更の取扱いについて、今年2025年の予算特別委員会において、設計変更を行う場合における施工の中止に係る手続について質問しました。これまでの経過なども含めて質問します。

2021年10月策定の札幌市請負工事設計変更等ガイドラインでは、設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとするに記載されています。

また、ガイドラインでは、発注者は工事の施工を中止させた場合において、必要があると認められるときは請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならないと定められています。

一方、札幌市工事施行規程第22条では、工事主任は、工事の施行中において、設計変更、工期変更その他契約書又は施行伺をもって定めた事項の変更を行う場合にあっては、契約内容の変更の手続を終えた後でなければ、請負人に施行させることができないと記載されております。

しかし現状では、設計変更を行う場合、正式な形で工事を中止する措置を取らず、何日も工事を止められている実態が多い状況にあります。工事

施行規程には一定の範囲の工事を一時中止させるという文言はありません。このため、設計変更を行う場合の中止、または一時中止については、工事施行規程と請負工事設計変更ガイドラインとの整合性を図るよう、早急に見直すべきであるとの質問しました。

これに対して工事管理室長から、施行規程は工事などの施行に関して基本的な事項を定めているものであり、その中で設計変更を行う場合は急を要するもの、または変更が軽易なものを除き、契約変更の手続を終えた後でなければ受注者に施行させることができないとしているところであるとの答弁がありました。

また、それを受けて、ガイドラインでは設計変更及び工事の中止に係る手続などを示しているもので、受注者に施工させさせることができない事柄について、対象となる工事の内容や区域などを通知することとしているところであり、施行規程とガイドラインにおいて、設計変更の取扱いについての整合性は図られているとの答弁がありました。

しかし現状では、契約変更の手続を終えた後でなければ受注者に施行させることができないという規程にとられるあまり、工事の中止または一時中止を十分に検討することなく工事を止めている状況にあります。この間、例えば、現場で使用しているクレーンなどの重機の待機費用、そして敷鉄板などの仮設費、労務者や技術職員を保持するために必要な経費が増加しますが、正式な工事中止の措置が取られていないため、受注者はこれらの経費を請求できない状況になっていることであります。設計変更の都度、このような運用がされれば、受注者にとっては大きな不利益を被ることにつながっていることについて、指摘してまいりました。

このような実態から、今年3月に設計変更の方法が実際どのように行われていたかについて、発注部局である建設局、下水道河川局、水道局における2023年度分、2024年度分で当初契約金額と最

終契約金額の差が1,000万円以上の工事を対象に、施工協議簿などの資料の提出を求め確認しました。

該当する件数は建設局で80件、下水道河川局で41件、水道局で43件であり、設計変更で工事を中止したと回答があったのは下水道河川局と水道局で僅か1件ずつ、中止期間は4日間と7日間でありました。

また、中止の指示はいずれも書面で行っていない、中止による増加費用も発生していない、企業から増加費用の請求はなかったとのことであります。

私がこれまで複数の企業からの聞き取りをした結果では、工事中止が多い状況であり、今回の調査内容とは大きな違いがあるため、再度の調査を依頼した結果、下水道河川局で工事の中止に伴い、ガイドラインに基づく設計変更が1件あり、中止日数は58日間、変更金額約800万円で、中止期間中の工事現場の維持管理に関する費用で設計変更を行ったとの報告を受けました。

そこで、質問ですが、本日出席要請しました発注部局の下水道河川局と水道局に伺います。

調査資料によりますと、設計変更額が発生した際は施工協議簿に、例えば、変更となる工種や数量のほか、現場で発生した事項などについて細かく記載がされております。しかし、変更に係る作業が着手不可である旨の受注者への指示、協議については全く記載がありません。さらにその後の調査でも、多くの工事で指示は口頭で行われております。これら重要なことが協議簿に全く記載されず、口頭で指示が行われておりますが、その理由について伺います。

あわせて、水道局に伺います。調査では設計変更に伴う増加費用については、一部で設計変更手続の完了後となったことから、発生はしていないとの理由でしたが、それ以外の大部分の理由として、増加費用が生じていないことを受注者に確認したとなっておりますが、これらについて全く協議簿には記載をされておきませんが、記載されて

いない理由について、まず下水道河川局と水道局から伺いたいと思います。

●秋山下水道河川局管路担当部長 私からは受注者への指示が口頭で行われていた理由について、お答えいたします。

下水道河川局発注の土木工事について調査した結果、設計変更内容の協議に関する指示については、施工協議簿で行うことを認識してございました。

しかしながら、施工協議簿への理解が不十分であったことから、設計変更に係る事前着手が不可である旨の指示については口頭で行っていったものでございます。

●堀内水道局給水部長 初めに、受注者への指示などが口頭で行われた理由についてでございます。

下水道河川局と同様になります。施工協議簿への理解が不十分であったことから、事前着手が不可である旨の指示におきましては書面で行うという意識が希薄であったものと考えているところでございます。

次に、増加費用が生じていないことを受注者に確認したということが、施工協議簿に記載されていない理由についてでございます。

本件についても、施工協議簿への理解が不十分であったためと考えておりますが、特に増加費用が生じていない事項につきましては、設計変更の手続を要しないこともあり、口頭による協議にとどまっていたものと考えております。

●ふじわら広昭委員 そういうことで認識はしているけども、施工協議簿の記入の理解が希薄していたというような趣旨の答弁がありました。

再質問しますけれども、札幌市の請負工事設計変更等ガイドラインにおける定義では、指示とは監督員が受注者に対して、工事施工上必要な事項を書面に示すこと、また協議とは協議事項について、監督員と受注者とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すこととされており、いずれも書面でなければならぬと記しております

が、設計変更等ガイドラインで基本的な定義を定めていても遵守されていません。

書面による正式な工事中止の措置が取られていないために、受注者は正式にそれらの経費を請求できない状況になっているのが実態であると思います。

今回の調査で、施工の中止、一時中止に伴う増加費用については、ガイドラインで受注者から請求があった場合に適用とあるため、受注者から請求がないことから設計変更しなかったとの理由が大部分であります。私はその背景として、実際には工事の中止や一時中止を口頭で行ったが、調査への回答では、受注者から請求がなかったからとする理由にせざるを得なかったのではないかと思います。

発注者は設計変更にかかる増加費用については、変更の妥当性や予算が不足するなどの理由から変更がされてこなかったのではないかと考えます。言わば、このような工事の中止や一時中止に伴う増加費用について、工事本体の変更と違い、現場を一時的に保全しておくための費用であることから、昔からの慣習であった請負業者の請け負的な観点から、これまで必要な経費として計上されず運用してきたものと思われれます。

本来、受注者から請求がなかったから設計変更しないとする理由ではなく、発注者が適正に判断し、必要な措置を講ずるべきであり、ガイドラインの運用そのものに問題があると思います。

2024年3定において、決算特別委員会において、工事管理室長からは、札幌市工事施行規程と請負工事設計変更等ガイドラインの関係について、札幌市工事施行規程には中止という文言は記されておりませんが、それを意味するところの受注者に施工させることができないと表現されており、これらの二つについては同じものとして運用してきたところであるとの答弁がありました。

さらに、中止という文言がなければ曖昧さがあるということで、誤解を招くという指摘を踏まえ、改めて発注部局などに確認しながら、必要に

応じて見直しを行うとのことであります。

そこで、質問ですが、札幌市工事施行規程において、設計変更を行う場合の中止、または一時中止に関して、これまでの調査結果などから判断し、まず施行規程でこのことを明確に示すべきと考えますが、いかがか伺います。

●中西管財部長 札幌市工事施行規程の改正について、お答えいたします。

設計変更の必要が生じた際の工事の施行について定めております現行の札幌市工事施行規程第22条の規定に、明確ではない部分があると認識しております。そのため、設計変更等の取扱いの明確化に向けて、年度内に規程を改正するよう検討してまいります。

●ふじわら広昭委員 再々質問いたしますけれども、やはり先ほども申し上げましたように、正式な手続を取らず、何日も工事を止められている事例が多く、現場では使用している重機の稼働や敷鉄板などのような仮設物は、ほかの現場にすぐ転用することも困難であり、1日ごとにリースなどの経費がかさんでいる状況にあります。また、誘導員を含め、人員などのやりくりもつかないのは、明らかであります。

札幌市は北海道開発局や北海道と同様に設計変更等ガイドラインを策定していますが、ガイドライン策定の目的は、受注者の施工の円滑化と効率化ですので、こうした工事現場への負担や非効率となることのないよう改善していく必要があると考えます。

そこで、質問ですが、発注者側の立場の代表として水道局に質問いたします。

言うまでもなく、発注者と受注者は対等の立場であり、今後設計変更の増加費用については、受注者ときちんと協議すること、また一時中止などは協議簿を含め書面に記載し、書面で指示すること、そして、正当な対価を支払うことの基本的な事項について、どのように行っていく考えなのか、伺います。

●堀内水道局給水部長 設計変更の増加費用に

関わる基本的な事項について、今後どのように行っていくのかについてでございます。

設計変更に当たりましては、一時中止などの対応を含めまして、受注者と対等な立場で協議の上、適切な費用を算定し、その内容を書面で示し記録することが重要であると認識しているところでございます。

今後は設計変更への理解を深め、これに関する協議や指示などは施工協議簿により行うことを徹底してまいりたいと思います。

加えまして、受注者と発注者が対等な立場で今以上に協議しやすい環境づくりにも努めていく必要があると考えております。

●ふじわら広昭委員 ぜひとも、こうしたことが発注部局全てで行われるように、強く求めておきたいと思えます。

これまでの調査結果では、受注者はまだまだ発注者の意向に従わざるを得ない状況が多々あると思えます。発注者と受注者の関係は対等という立場であるといっても、仕事を遂行する上では上下の関係が存在することは事実としてあると考えます。

ガイドラインの目的は、受注者の施工の円滑化と効率化ですが、これまで受注者の実態聞き取りや今回の調査から判断するとガイドラインの運用に課題があると思えます。何よりも受注者の施工の円滑化や効率化が目的であることをきちんと理解した上で、このことについて周知されることが重要であるとともに、運用面では書面による協議が適正に行われ、工事の変更や一時中止などを含め、施工に必要な費用が適切に支払われることが重要です。

そこで、質問ですが、今後設計変更等ガイドラインとの対応方について早急に見直しを図るべきと考えますが、いかがか伺います。

●高桑工事管理室長 設計変更等ガイドラインとその対応方の見直しについて、お答えをいたします。

工事の施工部局への実態調査から見えた課題と

いたしまして、本来書面で行うべき指示が口頭であったことによって、工事の中止に関する受注者への指示が曖昧となり、中止による現場への影響に関して、受発注者間の認識にそごが生じていた可能性があると考えてございます。

こうした課題を踏まえ、今後は請負工事設計変更等ガイドラインが適切に理解され、運用されるよう施工部局と連携し、国や北海道の要領等も参照しながら、年度内にガイドラインの内容を充実させてまいりたいと考えてございます。

具体的には、設計変更に伴う工事の中止に関する協議・指示が書面により適切に取り交わされる仕組みとして、例えばですが、施工協議簿について工事の中止に関する協議結果を記録するチェック欄を新たに設けるなどの見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

あわせて、ガイドライン等の内容については、施工部局に対して通知の発出や内部研修を実施するほか、業界団体に対してはホームページでの公開や団体との意見交換会などの機会を捉え、周知に努めてまいります。

●ふじわら広昭委員　またしても新たなチェック欄を設けて確認すると同時に、発注部局の皆さんの研修をしっかりと行って、再びこのようなことにならないように強く求めておきたいと思えます。

要望を申し上げて次の質問に移りますけれども、今年の予算特別委員会において、設計変更の資料提供を求めてきましたが、調査結果が出るまで約5か月以上も要した上、まとめとした調査では、先ほども申し上げましたが、実態に基づいた報告内容になっていないわけでありませう。

また、発注者と受注者の関係についても、発注者側からのこれまで聞き取りにおいてもきちんとやられているとのことでしたが、実態とは大きく異なり、公共工事においてまだまだ対等の立場ではなく、請け負的な工事施工になっていると言えます。

こうしたことがそのまま続きますと、企業の経

営や人材の確保など、様々な影響が及ぶことになるのではないかと危惧しております。私もこうした事実をしっかり捉え、見直しや改善すべき点は速やかに対応することが何よりも重要であると考えています。

設計変更等ガイドラインは国や北海道を参考に作成したと思いますが、国や北海道は適時適切にガイドラインなどの見直し改定が行われております。

こうしたことを踏まえ、札幌市は設計変更等ガイドラインの目的を十分に理解し、契約担当部局及び発注部局で受注者の施工の円滑化や効率化が図れるよう、実効性ある見直しを早急に進めることを強く要望して、次の質問に移ります。

5項目めは、軽易な設計変更の上限額の引上げについてです。

最初の質問は、請負金額の代金に応じた金額の30%以内の変更です。

軽易な設計変更に関する取扱い、上限額の設定については、北海道開発局では特に記載がなく、当初請負代金額の30%程度を目安とされており、北海道では30%、または4,000万円と記載されております。

土木工事などの特性として、施工条件と実際の現場の施工が合わないようなケースは多々ありますし、近年は資材や労務単価が急激に上昇していますので、軽易な設計変更の上限額を見直すことは受注者の施工の円滑化と効率化にもつながるものと考えております。

昨年の決算特別委員会において、私は軽易な設計変更の上限額については、撤廃や引上げを行うなど、早急に見直しを図るべきと質問しました。これに対し管財部長からは、軽易な設計変更の上限額は、工事の円滑な施工を確保する観点から適切に設定する必要があると認識している。また、昨今の資材価格の高騰や設計労務単価の引上げの状況を踏まえ、国や他都市の動向を注視しながら適切な上限額の設定について、今後検討していくとの答弁がありました。

今年の予算特別委員会では、管財部長より、昨今の資材価格の高騰や設計労務単価の引上げ、本市における設計変更の内容を踏まえて検討した結果、これまで20%かつ1,000万円未満としていたが、事前着手可能な設計変更の範囲については、2025年4月1日以降、全ての案件について20%以内かつ3,000万円未満とするとの答弁があり、実施されたことは一定の評価をするものであります。

しかし、今回水道局発注の2023年度、2024年度分の大型工事8件を抜粋して確認したところ、全ての工事で設計変更が行われており、1工事で2回から6回実施されております。変更金額は1回につき数百万円の工事もありますが、3回の変更があった工事のケースでは全てで3,000万円を超えており、大きい変更額では1回につき7,400万円を超えております。

この結果から分かるように、軽易な設計変更の上限額を3,000万円未満とする改定では、昨今の資材価格の高騰や設計労務単価の引上げの状況や実態を踏まえると、実情に即した改善につながっておりません。

そこで、質問ですが、軽易な設計変更の範囲につきましても、受注者の施工の円滑化と効率化を図るため、北海道開発局が目安として取り入れているところの請負金額の代金に応じた金額の30%以内に変更すべきと考えますが、いかがか伺います。

●中西管財部長 軽易な設計変更の基準の引上げについて、お答えいたします。

昨今の資材価格の高騰や設計労務単価の改定のほか、本市における設計変更の内容を踏まえて検討した結果、本年4月に軽易な設計変更の基準を20%以内かつ1,000万円未満から、20%以内かつ3,000万円未満まで引き上げたところでございます。そのため、さらなる引上げにつきましては、このたびの引上げによる影響を踏まえて、必要性を見極めてまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 ぜひとも速やかな見直し

を行っていただきたいと要望を申し上げて、最後の質問に移っていききたいと思います。

そもそも設計変更が行われているケースは、受注者側に起因する事項ではなく、そのほとんどが設計図書に示された施工条件と現場が一致していないことなどに起因するものが多いことであります。

契約約款第18条第2項、第3項では、受注者から設計変更の確認の請求があった場合、調査を行い、調査結果は調査の終了後14日以内に受注者に通知することとなっております。

先ほども申しあげましたけれども、設計変更の発生の都度、こうした日数を要し、水道局の例からも複数回設計変更が発生していることは、現状はその都度、中止、一時中止の相当な日数が発生していることとなります。

受注者の施工の円滑化と効率化を図るため、ガイドラインなどで軽易な設計変更の範囲を定めたものであり、今年度より20%以内かつ3,000万円未満とすると変更されたものの、実態からは設定が妥当であったとは言い難いと思います。

今後は早急に、北海道開発局が取り入れているところのあくまでも目安として、請負金額の代金に応じた30%以内に変更するよう強く求めて、最後の質問に移ります。

6項目めは、早期発注工事における労務単価の取扱いについてです。

最初の質問は、早期発注工事における労務単価の取扱いについてです。

早期発注工事については、札幌市のように積雪寒冷な大都市では、公共工事を施工できる期間も短いことから、できる限り早く発注されることで、各企業にとって人員の配置や下請を含めた施工体制の確保などがスムーズに進められるとともに、フレックス工期とあいまって工程管理にもゆとりが持てることから、業界からの強い要望があります。

早期発注が拡大されることは、このようにメリットが多く大変好ましいものでありますが、一

方で課題も見られます。札幌市が発注する公共工事では、新年度発注工事に適用する労務単価については、国が例年3月1日に改定して公表している公共工事設計労務単価を適用し、発注しているために、3月より以前の早期発注工事については、契約が3月1日を境にして、労務単価の適用の仕方が異なっております。

この労務単価の取扱いについては、国土交通省が今から11年前の2014年1月30日付の各局通達で規定を準用することとしているためであります。

今年は2月17日付で、技能労働者の適正な賃金水準の確保についての通達が出されており、2025年3月から適用する公共工事設計労務単価、いわゆる新労務単価については、時間外労働の上限規制の対応に必要な費用を反映して設定されています。

新労務単価は、2024年3月から適用されている労務単価に比べ、全国全職種平均で6.0%上昇し、過去11年で最大の引上げになっています。この通達では、発注者は公共工事などを実施するものが、公共工事の品質確保の担い手を中長期に育成・確保するための適正な利益を確保できるよう、市場における労務の取引価格などを的確に反映した積算により、予定価格を適正に定めなければならないとされており、予定価格の積算に当たっては新労務単価の速やかな活用に努めることとしております。

具体的には、新労務単価を踏まえた請負代金額の変更については、2025年3月1日以降に契約締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する、いわゆる設計変更で全額対応することとなっております。

一方、2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始まりが到来していないものについては、早期発注工事であっても受注業者の申出により協議を行い、インフレスライドによる労務単価の変更として扱われるため、労務単価変更による請負代金額が1%を超える場合

のみ契約変更が可能であり、契約変更額は1%を超える部分だけが対象で、1%分は事業者が負担することになります。

このように、早期発注工事における新年度労務単価の適用について、3月1日を境として、契約時期によって1%が受注者負担となるケースと、受注者負担なしに全額適用となるケースがあります。国の通達ということではありますが、早期発注工事については、実際に施工する期間が4月1日以降で同じような時期であるにもかかわらず、工事金額に1%の差が出ることであり、例えば、1億円の工事であれば、数日間の契約日の違いで、受注業者の負担額に100万円の差が生じることになります。

このため、建設業界からは労務単価の上昇や急激な物価高騰などの影響で、思うように利益を上げられない状況が続いていることから、例え1%を負担する否かといえども取扱いは極めて重要であります。早期発注工事の拡大については、業界からの声を反映した取組であり、施工体制の確保に資するものであります。国の通達である新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金による契約を行い、技能労働者賃金水準の改善を図ることは、建設業の重要な課題である担い手の確保・育成が目的でありますので、最新の労務単価で適切に支払えるよう取り組むべきと言えます。

そこで、質問ですが、札幌市は積雪寒冷地であり、実際に施工する期間が4月以降であることを十分に考慮し、例えば、早期発注工事の中で可能なものについて、契約締結を3月1日以降とするなど、直近の市場における労務の取引価格を反映した新労務単価を適用するよう取り組むべきと思いますが、いかがか伺います。

●中西管財部長 早期発注工事における労務単価の取扱いについてお答えいたします。

新年度の労務単価の早期適用につきましては、本市においても国と同様に取り扱っているところでございます。そのため、落札決定通知から契約締結までの期間が3月1日をまたぐこととなる案

件については、新年度の労務単価の早期適用の対象となるよう、同日以降の契約について個別に受注者に案内しております。

全ての早期発注工事の契約締結日を3月1日以降とすることは、施工時期の平準化や受注機会の確保などの観点から困難ではありますが、可能な範囲で3月1日以降に契約締結日を設定できるよう、各施工担当部に働きかけてまいりたいと考えております。

●**ふじわら広昭委員** 要望を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

私もこの国土交通省の通知に対して、先日、国土交通省の建設業課に電話をいたしました。やはり北海道・札幌の実情なども踏まえて、11年前につくられたこの数値をしっかりと見直して、もう少し実効性のある弾力的な対応を検討していただきたいということを要請したわけであります。

ぜひとも、そうしたものがなければ札幌市としてもできないことは承知しておりますけれども、部長の答弁がありましたように、3月1日以降に契約となるような告示日を設定した早期発注工事をしっかりと確保していただきたいと思います。

以上申し上げまして質問を終わります。

●**松原淳二委員長** ここで、およそ20分間、委員会を休憩いたします。

休 憩 午後3時1分

再 開 午後3時25分

●**藤田稔人副委員長** 委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

●**福田浩太郎委員** 私からは、地方公会計制度による行政コスト分析について端的にお尋ねしたいというふうに思います。

私はこれまでも、地方公会計制度による事業コスト分析や日々仕訳を通じて得られたデータを、事業評価における客観的なデータの一つとして有効活用していくことが望ましいと訴えてきたところであります。

国の動きとしまして、平成12年に遡るんですけども、決算統計のデータを活用した普通会計のバランスシート、行政コスト計算書等のモデルである総務省方式が示され、地方公会計制度の取組が本格的に始まったところでございます。

その後、地方におきましても、資産・債務改革の推進を図る観点などから、地方自治体に対しても財務書類等の作成が要請をされたところであります。平成26年には、固定資産台帳の整備と、複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示され、それまで自治体によって財務書類の作成基準が異なっていた課題などが改善されたところであります。その後、自治体に対し統一的な基準による財務書類等の整備を要請してきております。

私ども札幌市におきましても、平成9年度の決算の情報から企業会計的手法を取り入れた財務諸表を作成しております。これまでも地方公会計制度の取組を継続して進めてきているところであります。

そこで、確認をさせていただきます。このような統一的な基準を示されるなど、国の大きな動きがあった中で、最近の札幌市の地方公会計制度に関する取組についてお尋ねいたします。

●**白石財政部長** 地方公会計制度に係るこれまでの取組についてお答えをさせていただきます。

札幌市では、政令指定都市として初めて、平成9年度決算におきまして企業会計的手法を取り入れた財務諸表を公表いたしました。

また、平成14年度決算からは事業別行政コスト計算書の公表に取り組んで、人件費や現金収支を伴わないコストを含めた事業に要するコストの全体像を示してきたところでございます。

ご質問の中にもございましたが、平成26年度に国が示す財務書類の作成に関する統一的な基準が示されましたため、札幌市においてもこの基準に基づいて、固定資産台帳の整備と財務4表、財務4表とは貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、それから資金収支計算書の4表のこ

とでございますけれども、こちらを平成28年度決算から公表いたしました。

さらには、令和5年度以降、市民の皆様にとって身近な事業でございます除雪業務、清掃業務、市営住宅業務などの18事業につきまして、統一的基準に基づいた事業別行政コスト計算書を作成して、3か年分の経年比較ですとか部門別のセグメント分析などを行って公表しているところでございます。

また、公営企業会計におきましては、地方公営企業法の適用を受けて発生主義に基づく企業会計経理を実施しておりますところ、一般会計などにおきましても、令和5年度の支出事務から発生主義に基づく複式簿記の経理、いわゆる日々仕訳を導入しているところでございます。

●**福田浩太郎委員** ありがとうございます。

お答えにありましたように、企業会計的手法を取り入れた財務諸表の公表でありましたり、また、事業別行政コスト計算書や財務4表の公表、これは非常に財政局さん、忙しい中、時間を縫って手間をかけて出していただいたということ、また、さらには令和5年度、日々仕分、財務会計システムが変わりましたものですから、日々仕訳の実施による発生主義、複式簿記の経理を導入済みとのことでありまして、率先した取組は評価をしたいというふうに思います。

そこで、次に、地方公会計制度のさらなる活用についてもお尋ねしたいと思います。

地方公会計制度は、従来の現金主義会計では見えにくかった減価償却費などのコストを可視化するものであり、市民が市の施策に対する理解をより深めるための重要なツール、道具だと考えております。

以前、私は、令和2年第4回定例市議会の代表質問の場において、これから市民に求められる財務情報とは、将来的なリスクを踏まえた事業実施の意思決定に役立つ情報であり、今後の公共施設マネジメントの取組を進める上で、地方公会計による施設別、事業別セグメント分析は市民にとっ

て大切な情報になる旨、訴えてきたところであります。財政状況が厳しい環境にあつて、公共施設マネジメントの取組により施設整備の取捨選択が求められていく中で、事業の実施の際の可否の判断においても活用できる有効なツールだと考えるところでございます。

そこで、お尋ねいたします。

地方公会計制度に基づく施設別や事業別セグメント分析を活用すべきと考えますが、札幌市における、さらなる取組についてお尋ねいたします。

●**白石財政部長** 地方公会計制度のさらなる活用についてというお尋ねでございました。

私ども行政が事業を実施する上で、市民の皆様は財務情報を分かりやすくお示しすることは大変重要であると私どもも認識してございます。

これまででも、地方公会計制度の活用について検討を行ってまいりました。今まで取り組んできた中で明らかになった課題といたしましては、例えば、自治体によって行政コストの大小に強く影響いたします固定資産台帳への資産計上の捉え方が自治体によって異なっている事例とかもございまして、施設別や事業別のセグメント分析の結果を他都市と比較することが難しいなどといった課題もあるところでございます。

こうした課題がある中でも、例えば施設整備を実施する上で、減価償却費を反映させたライフサイクルコストを用いて事業実施の可否の判断材料とするなど、複式簿記の考え方を活用している事例もございます。このように事業を実施する際には、現金支出を伴わない減価償却費などのコストもしっかりとお示しした上で、市民の皆様は財務情報を分かりやすく可視化する道具といたしまして、地方公会計制度の活用を進めてまいりたいと考えております。

●**福田浩太郎委員** ありがとうございます。

私も、日本全国で共通したデータがそろえば比較ができるのかなというふうに期待しておりましたけれども、なかなか固定資産台帳などの基準が

若干違うということで、他都市比較には支障があるということ、説明をお聞きし理解をするところでございます。

ただ、その中でも、公会計という手法を使って事業の効果を示す取組を行っていているということも理解をし、評価しているところでございます。

今お答えにもありましたM I C E施設のような大規模事業を行う際に、事業の採算性などは市民の関心が高いところがございます。地方公会計制度を活用し、コストの見える化をして、しっかり情報提供することが重要であります。

まとめますけれども、先ほど来、質疑にもありますように、今後の財政状況の厳しさが増すことは明らかでございます。そのような中で必要な施設を残すためにも、施設整備の取捨選択は不可欠でございます。施設の削減か、何を残すのか、場合によっては市民に負担をお願いするのか、いずれにしても、市民の皆様への納得感が重要でございます。市民を巻き込んだ熟議の議論をするためにも、私は公会計によるデータは有効と考えるところでございます。全ての都市との比較が難しくても、自治体を選んでの比較ですとか、また、市内の類似施設の比較は可能であると考えております。

より一層の活用を求めまして、質問を終わります。

●成田祐樹委員 私からは、公共施設等総合管理計画に関連して何点かお伺いしたいと思います。

いわゆる公共施設マネジメント計画になりますが、この件については、昨年1定の代表質問、また3定の決算特別委員会と続けて質問をさせてもらっているところでもあり、当時、いずれも私からの質問としましては、今後の建築費の著しい上昇が市財政に与える影響を鑑みて、国からの財政措置を利用できるような公共施設マネジメントの視点が重要ではないかと伺いましたが、その答弁として当時の石川副市長からは、将来世

代に過度な負担を残さないよう、本方針に沿いまして、施設の長寿命化、複合化、建て替えの平準化、さらには施設総量の抑制を着実に進めるといった答弁がありました。

また、今ここにおられる笠松局長からは、公共施設の統合・集約を進めることは、施設のライフサイクルコストの低減による建設事業費の抑制を担保する上で非常に重要な役割であると認識しております。施設の更新に当たっては、有利な財源を活用することも極めて有用といった答弁があったと記憶をしております。

そのような中で、昨日は新たなM I C E施設に関わる補正予算の議決がありましたが、事業費が膨張して592億円という大変大きな金額になっており、既にオリパラ誘致の際に札幌市の負担額と言われていた490億円を大きく超える事業費ともなっております。このM I C E計画においては、これまでの公共施設マネジメント計画に関して答弁にありました施設の集約や複合化は見られず、また、有利な財源の活用に関しても見受けられなかったと感じているところです。言わば、これだけ大きな事業であるにもかかわらず、市が打ち出したこの公共施設マネジメント計画の方針や方向性が十分に含まれていなかったことについて、私は大変大きな違和感を感じているところです。

ここで、お伺いしますが、公共施設等管理総合計画に照らし合わせて、今回のM I C E施設の計画が、これまでの答弁にあった集約や複合化、有利な財源を活用することに至らなかった理由について財政局の見解をお示してください。

●白石財政部長 公共施設等総合管理計画に照らして、M I C E計画において集約や複合化、あと有利な財源の活用に至らなかった理由についてというお尋ねでございました。

札幌市の公共施設等総合管理計画でございます。札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針、いわゆる公共施設マネジメント計画では、公共施設の集約・複合化の代表的な考えといたしまして、まちづくりセンター、児童

会館、地区会館などは、小学校の建て替え時期に合わせて地域特性を考慮しながら施設の再編などを進めております。これは、お互いに親和性のある施設を建て替えの機を捉えて複合化することによりまして、機能性を維持・向上しつつ、施設の新設費や修繕費を低減させる狙いがございます。

そこで、ご質問のMICE施設に関しましてですが、まず集約・複合化につきましては、今回のMICE施設は、国内外から会議や学会、展示会などに参加するために訪れる方々へ対応するための施設でございまして、備えるべき機能や役割の面から、札幌市においては現時点で集約・複合化になじむ他の公共施設はないと考えております。

次に、有利な財源の活用でございますが、土地の取得につきましては、後年次において元利償還金の一部に地方交付税が交付される地域活性化事業債、こちらの活用を検討しております。なお、国からの補助金は、該当するものが現時点ではございませんでした。

今後、PPP/PFI手法の導入などの検討を行ってまいります。あわせて、さらに活用可能な財源がないかについても引き続き検討してまいりたいと考えております。

私ども財政部は、施設整備の検討に当たりましては、集約・複合化とともに、最も有利な財源の活用も常に検討・模索しながら、日々事業実施部局と協議してございまして、今後もしっかりと対応してまいりたいと考えております。

●成田祐樹委員 日頃から財政局の皆様が、やはりその集約や統合・複合化といったことについては、よく考えられていらっしゃるというふうには思っております。

しかしながら、今回のMICE計画については、じゃあ集約できるようなところの場所なのか、場所が先に来ているんじゃないか、もしくはその施設そのものの、いわゆる財政措置を使えるか使えないかに関しても、これはもうMICEを建てるという前提でやっているから使えるような財政措置がない、見当たらない、僕はこんなこと

になっているんじゃないかなというふうに思っているんですね。

私自身は、MICEを建てることに関しては反対していません。むしろ賛成です。札幌市には必要だと思っています。

しかしながら、それについてちゃんと議論が行われて、なるべく市民の負担がない、市の負担がない、あらゆる財政措置を使ったようなものになっているのかという点、私はこれ、大変疑問に思っているところでございます。

そこで、もう少し伺っていきたくんですが、札幌市の市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針の計画書、いわゆる、先ほどから言っている公マネの計画書ですけど、これは平成29年3月に策定されて、令和6年3月に改定されています。

皆さんのタブレットでも、今検索したら見られると思うので、ぜひ見てください。

ここの、計画書の29ページには、第3章、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の5項目において、③に、公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の機能確保の観点も含めて耐震化を図る。④には、公共施設等の廃止・更新は、利用状況及び耐用年数を踏まえて検討する。特に建築物については、複合化・用途転用に加え、民間施設の利用や合築等についても検討すると記載がありまして、個別計画を策定していく際には、この基本的な方針を踏まえると記載されているんですね。

しかしながら、災害時の機能については、これまでも、何も言及も説明もされておりませんし、複合化や民間施設の利用や合築に関しても説明を受けてはいない状況でございます。そういった部分に関しても、本当にいろんな議論がされたのかというところについてどうしても疑問の点が残るわけでございます。

ここで、伺いますが、今回のMICE施設の個別計画について述べました災害や複合化、民間との合築については、どのように踏まえた計画

になっているのか、財政局の見解をお聞かせいただければと思います。

●白石財政部長 MICE施設の個別計画の内容につきましてお答えをさせていただきます。

公共施設マネジメント計画におきます基本的な方針に記載の、公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の機能確保の観点も含め耐震化を図るとしております考え方は、公共施設の役割や用途に応じた耐震化を行うこととしたものでございます。MICE施設は市民利用施設でございまして、建築基準法に照らして、当然、所要の耐震性能を備えた建物となるものでございます。

なお、災害時の機能については、地下歩行空間などと同様に、帰宅困難者向け一時滞在施設としての活用などが想定されているところでございます。複合化につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。

次に、民間施設との合築につきましては、先月9月8日の経済観光委員会におきまして、公明党の竹内委員からのご質問に対して、北川観光・MICE推進部長が答弁しておりますが、その内容は、従前は再開発事業としてホテルとMICE施設との一体整備を検討していたが、両施設の整備時期が重なることにより、工事施工業者の担い手の確保や事業費の増加といった懸念も生じたことから、より早期かつ柔軟に施設整備を進めることができる手法として、新しいホテルとMICE施設の連携を今後も継続することを前提に、単独事業としての整備を判断したとお答えしているところでございます。

したがいまして、民間との合築を選択しなかったのは、今お答えしたとおりであると考えております。

●成田祐樹委員 民間との合築等々を含めての話は、やっぱりこの場所ありきで、もう中島公園という形になっているからこそ、そこでの協議だけになってしまっている。ほかの選択肢はとれなかったのか、もしくは場所を考えることはできなかったのか、私は非常にその部分というのは、何

というか、本当に相手側に合わせているのかというような状況で、札幌市にとって極めて不利な計画になりつつあるのじゃないかというところを大変危惧しているところでございます。

また、災害についても、もちろんその耐震化している建物というのは当然だと思いますし、そういうような建物だと思うんですが、じゃあその中身の部分をどう扱っていくのかということも併せて議論していかなければ、なかなか、これはもうMICEだけで使います、災害のときには何とかなりますぐらいのレベルの話では、これだけ大きな600億弱の事業をやる際に、でもその部分はこれから考えますという話が果たして通じるのかどうかというと、私はまだまだそういった議論が足りなかったのではないかなというふうには思っているところです。

また、災害に関わるような部分というのは今、どこでも、各地域でも、建てた際に災害対応に資するようなものであれば、それに対する交付金等々がつくケースがあるというふう聞いております。例えばスタジアムであるとか、そういったところについても、その防災の交付金があると。そういうような中で、本当にそういうような財政措置を掘り下げて見つけることができなかったのか。MICEを建てるということに視点を向け過ぎて今のような形になってしまっているんじゃないかと、そういうふうに考えているわけでございます。

さらにもう一点、お伺いしていこうと思うんですが、この建築費が著しく上昇しているということについては、昨今の事情から、私はやむを得ないという部分は承知しております。むしろ私は様々な建築物について早く手をつけたほうがよいのではないかという考えも持っております。

しかしながら、今回は土地の取得も入っており、令和6年10月時点での不動産鑑定評価額で105億円と公表されておりますが、この中島公園の辺りは、最近著しく地価が上がっており、つい先日、国交省が発表した令和7年度の地価調査

では約18%以上上昇したというふうに発表されております。土地の取得は令和10年ですから、実際に取得するときには、もう土地だけで150億円ほどまで上昇している可能性が高く、これも著しい市の財政負担になると考えております。

札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針の計画書の30ページには、不要財産の処分の推進について書かれており、不要となる財産の整理・売却処分を促進し、財源の確保に努めますとありましたが、果たしてそれについても進んでいるのでしょうか。

例えば、札幌文化芸術劇場*hitaru*の建設に伴って発生することとなったニトリ文化ホール跡地は現在も塩漬けになっている状況ですが、そもそもこの利用は考えられなかったのか。もしくは、北5条西5丁目と大通東1丁目の土地交換があったように、一部は土地交換を行うなどして土地取得費用の圧縮を考えることができなかったのか。

また、シンプルに売却を行って、今回の中島公園の土地取得分に充てることはできなかったのか、これについても疑問に思うところです。

ここで、伺いますが、不要財産の処分について検討しなかったのか、財政局の見解をお示しください。

●白石財政部長 不要財産の処分の検討につきましてお答えをさせていただきます。

ご指摘の不要財産の処分の推進につきましては、公共施設マネジメント計画におきまして、類似事業の統合や施設の複合化による市有建築物の集約や市有地の高度利用を図り、不要となる財産の整理・売却処分を促進し、財産の確保に努めますとしてございます。

本MICE施設にありましては、土地を購入しての新設でございまして、施設整備に際して計画に掲げた統合・複合化に伴う不要な土地の発生がございません。

また、ニトリ文化ホール跡地を利用したMICE施設建設の検討につきましては、事業所管の経

済観光局において両候補地の比較検討を行った結果、中島公園周辺の優位性に鑑みて現計画の建設予定地を選定したものでございます。

さらに、中央区北5条西5丁目と大通東1丁目のような土地の交換による土地取得費用の圧縮につきましては、土地所有者との協議の結果、売買方式で取得することになったと聞いております。

なお、本MICE施設整備にかかわらず、今後、札幌市として活用が見込めない財産の売却処分による財源の確保につきましては、適時、売却を行うなど、常に取り組んでいるところでございます。

●成田祐樹委員 今回のこの土地を購入する元については、サンケイビル、フジサンケイグループですね。そこの経営が今どうなっているのかよく分かりませんが、何かいろいろあったようですけど、そういったところが一時的に、今回ホテルの事業に関してはコロナ禍の影響もあって動かなかった。でも、本業のほかには何かあるのか分からないですけど、そういった経営的な部分も含めて、あんまりよくないところで、現金が欲しいのか分からないですけど、こういうような売却の計画を、こちらのほうが土地を購入するという部分を行うというのは、やはり一般市民から見ても疑問の念を捉えかねられないような事態ではないかなというふうに僕は思っております。

当然これ、じゃあニトリ文化ホール跡地が塩漬けの場所は今回のMICEには直接関係しないとは言いつつも、そこに土地があって、じゃあその土地は一体何に使うんだという声というのは絶対ずっと市民から上がるわけですよ。その土地をほったらかしておいてでも、105億、150億かけて中島公園の土地を購入するということに果たして理解が得られるのか、私はかなり疑問に思っております。

私は、それで今、皆さんにお伝えしたいのは、今回この600億円弱ぐらいの計画ですけど、これと同じような計画というと、市立病院の建て替えがまず600億円というふうに言われております。

国からの財政措置がついたら、多分300億円か400億円ぐらいの負担かなと思うんですけど、要は市立病院の建て替えよりも大きな金額を払って今回MICEをつくる、もしくは市役所の建て替えということも考えると、市役所は、僕は800億円以上だと思っていますけど、それも財政措置はちょっとしかつかないと思いますけど、それに匹敵するような案件である。こんな市立病院や市役所の建て替えといったような5年、10年かけて議論するような物事について、それと同等の金額のものを今後行うのに、それに対する議論があまりにもこれは少な過ぎるんじゃないかというところが私としては正直な感想です。これを、私はこの公マネの今回の計画に照らし合わせて、やはり非常に不十分だと思いますし、このまま進めたら、これは公マネの計画をつくった皆さんが、本当にこのとおりに動かなかったことについて、僕は後悔しないのかなというふうに思うところです。このまま進めると、この計画自体が形骸化してしまうと思います。では、ほかの物事、MICE以外の物事について進めようと思ったときに、じゃあMICEに関してはこのぐらいだったのに、じゃあ何でほかの事業についてはこんなに査定が厳しいんだと、僕はそういうような声が出てくるんじゃないかと危惧しております。

今まで皆さんが、本当に財政局の皆さんが、査定のとときに厳しい目を光らせながら、時には恨みを買いながら、各局の事業についていろいろと議論されてきたと思うんですが、ぜひその思いを忘れないで、今回のMICEについては、私は必ずもっと皆さんの中でしっかりもんでいただいて、市の負担にならないような形に必ずしていただくということを強く要望して、質疑を終えたいと思います。

●藤田稔人副委員長 以上で、歳入のうち、一般財源等の質疑を終了いたします。

次に、第1款 議会費 第1項 議会費の質疑を行います。通告がありませんので、質疑を終了いたします。

次に、第2款 総務費 第4項 選挙費の質疑を行います。

●おんむら健太郎委員 私からは、選挙における公平性の確保について、確認も含め幾つか質問してまいります。

まず、SNS等での選挙に関する誤った情報の拡散への対応についてです。

今年の7月に行われました参議院議員通常選挙では、SNSなどにおける事実誤認による情報、いわゆるデマやフェイクニュースの拡散が社会的に問題となりました。

例えば、期日前投票は選挙管理委員会によって票の書換えが行われているのですとか、開票所では従事者が応援する候補者の投票用紙を不正に加えているなどといった情報が流布されていました。こういった情報が流れていたことは選挙管理委員会の皆さんもご存じかと思います。私自身は、そのようなことはあり得ないと重々承知しておりますが、周囲からは選挙管理委員会の不正を疑う声を直接聞くことがございました。これらの情報が、あたかも正しい情報であるかのように、SNSなどのインターネット上での情報ではなく、そこだけにとどまる情報ではなく、現実の情報として拡散しているということに、非常に危機感を覚えたところでございます。本来は、そのような情報に接した方々は、自ら報道ですとか、そういったより正確な情報を入手する。あるいは、インターネット上とかでのファクトチェック機能を活用されて真偽を確かめるべきではあります。

しかし、市民の中には、著名な人物の発言であったことを根拠にしたりですとか、受け取った情報が正しいものだと思ってしまう方など、ファクトチェックというものそのものを知らずに、虚偽の情報を悪意なく信じ、拡散させてしまうという方が一定数いらっしゃいます。ここ最近では、そういった傾向が増加しているように感じており、このことは決して見過ごされるべきことではないと感じているところでございます。

そこで、最初の質問ですが、これらの誤った情

報、いわゆるデマ情報が投票行動に影響を与える可能性も否定できないことから、選挙管理委員会として何かしらの対応が必要と考えますがいかがか、伺います。

●深井選挙管理委員会事務局長 SNS等における誤情報拡散への対応についてお答えをいたします。

これまでも、選挙に関する不正確な情報の問合せに対しましては、正しい情報を丁寧に説明し、ご理解をいただけるよう努めてきたところでございます。また、有権者が惑わされることなく安心して投票できるよう、報道機関を通して、選挙に関する誤った情報、いわゆるデマ情報を明確に否定してきたところでもございます。

一方で、選挙に関する真偽不明なSNS投稿が数多く見られるようになったと、そういった報道もあるところでございますが、それらに対して個々に対応することは現実的に困難な状況であります。

このような中、国におきましては、選挙におけるSNS上のデマ情報への規制強化について、表現の自由との関係に配慮をしつつ、必要に応じて法規制を含む制度的対応を検討することとされておりますことから、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

●おんむら健太郎委員 個々の問合せにはしっかり対応されておりますし、また、国の動向等も含めてしっかりと見ていっていただきたいなど改めて思うところでございます。

次に、他都市で実際に発生した不正事案に対する受け止めについて伺います。

選挙は有権者が参政権を行使する貴重な機会でありまして、その執行に当たっては、高い公正性、厳格性が求められることは言うまでもありません。

しかし、さきの参議院選挙において、東京都大田区の担当の方が票数を操作するという不正事案が発生しておりました。報道によりますと、投票日に不在者投票の総数を集計した際、前日までの

投票数を誤って二重に計上したことにより、開票作業において投票総数が実際の票数よりも多くなってしまったことから、無効票を約2,600票水増しし、つじつまを合わせたとのことでございました。公正さの求められる選挙事務において、このような信頼を損なう事案が発生したことは、大変残念であると言わざるを得ません。

そこで、質問ですが、札幌市選挙管理委員会では本事案をどのように受け止められているのか、伺います。

●深井選挙管理委員会事務局長 他都市で発生した不正事案の受け止めについてお答えをいたします。

他都市で発生したこのような事案につきましては、選挙制度の根幹を揺るがすものであり、我々といたしましても、当然あってはならないということ認識しております。

札幌市では、選挙執行に関して疑義が生じた場合はしっかり原因を究明することを大原則としており、このような事案が発生することのないよう最善を尽くしているところでございます。

今後も、選挙の執行をつかさどる選挙管理委員会として、選挙人が投じた一票一票の重さをしっかりと受け止め、高い意識を持って公正な選挙執行に最大限努めてまいりたいと考えております。

●おんむら健太郎委員 今いただいた答弁の中では、やはり疑義が生じたときは究明が大原則であるということとございましたし、札幌市選挙管理委員会の公正な選挙執行に対する強い意志を感じることができたのかなと思いました。

昨今、開票作業、いろんな機械とかも入りまして非常にスピーディーにできているようには感じておりますが、そのスピード感というものが、かえって、もしかしたら心理的なプレッシャーになっているのかなんていうふうにも感じます。そういうのが、先ほどの大田区のような不正事案とかにもつながりかねないのかなんていうのも、ちょっと感じたところではございました。答弁にもありましたけれども、ぜひ、開票作業はス

ピードよりもやはり正確性が大切であるということ、そのためには時間がかかることもやむを得ないということも広く認識して、いろんな人たちと認識を共有していただきたいなと思います。

今回、なぜその選挙における公正性の確保について疑問をさせていただいたかといいますと、やはりネット上のデマ情報というものが、どんどんリアルを侵食してきているように感じる場面が多くあったからなんですよ。いわゆるデマ情報や陰謀論なんていうものが正しい情報であるかのように流布されて、そこに市民が引っ張られていってしまう、そういう状況になりつつあるんじゃないかなというふうに感じております。そういう状況の中で、やはり、他都市とはいえ不正事案というものが起こってしまうと、それがほかの選挙でも実は不正があったんじゃないかと、正しい情報が伝わらない、また、その不正があったんじゃないかという情報にどんどん変換されていき、それが全国に広がって行って、本来の公正性の高い事務をされていることが、されていないというふうには、公正な選挙そのものがゆがめられてしまうんじゃないかと、そういう状況に危機感を持ったからこそ、今回札幌市では、札幌市選挙管理委員会には絶対にそういうことはないよねということを確認したいという思いを込めて質問をさせていただきました。

ぜひ、選挙管理委員会の皆さんには、有権者が疑念を払拭して、また安心して投票ができるよう、正しい情報を広く積極的に発信されまして、引き続き公正な選挙の執行に努めていただくことを求めますし、また、改めてそういったファクトチェックですとか、いろんな自治体や国ですとか、そういったものの動向も注視はされつつも、札幌市独自でもできることをぜひともやっていただいて、公正な選挙の執行に努めていただきたいと思います。

このことをお伝えさせていただきまして、私からの疑問を終わらせていただきます。

●丸岡守幸委員 私からは、高齢者のうち特に

要介護認定を受けている方の投票支援について伺います。

現在、札幌市には、65歳以上のいわゆる高齢者の方がおよそ56万6,000人おり、そのうちおよそ12万5,000人の方が要介護認定を受けております。

そのような中、私は先日、知り合いの介護ヘルパーさんから、介護を受けている方の投票所への付添いについて伺いました。その方がおっしゃるには、投票を希望される方を投票所までお連れすることはできるんですが、投票所内での付添いや投票そのもののサポートについて、どこまで許されているのかがよく分からない。そういったため対応にちゅうちょすることがあるとのことでした。せっかく投票を希望されているのであれば、できる限りの支援を行い、ご本人に不安なく投票していただくことが望ましい姿であると考えております。

そこで、最初の質問でございますが、投票所まで付き添った介護ヘルパーさんは、公職選挙法においてどこまで投票をサポートすることができるかとされているのか、いかがか伺います。

●深井選挙管理委員会事務局長 介護ヘルパーによる投票支援についてお答えをいたします。

平成28年の公職選挙法改正によりまして、介護ヘルパー等の選挙人を介護する方が投票所の中に入ることができる旨、明文化されたことによりまして、高齢者や障がい者がより投票しやすい環境となっております。

ただし、介護する方が特定の候補者への投票を支持することは投票干渉に当たるため、こちらは当然禁止されているほか、投票の秘密を守る観点から、選挙人を介護する方が本人に代わって投票することはできません。

なお、障がいや病気、けがなどにより選挙人本人自ら投票用紙に記入することが難しい場合は、投票の秘密の例外として、投票所の職員が本人に投票先を確認の上、代理で記入する代理投票制度、こちらをご利用いただければとさせていただきます。

す。

●丸岡守幸委員 答弁ありがとうございます。

投票所内でも介護ヘルパーさんの付添いは可能であり、その上、投票従事者による代理投票によって投票の秘密が守られるといった、支援を要するご高齢の方にとって手厚い制度になっていることを今、理解させていただきました。

この制度により、介護ヘルパーさんも、例えば介護支援を受ける方の投票に干渉しているのではないかといった誤解を受けることはなく、安心して投票所にお連れすることができると考えます。

しかし、せっかくすばらしい制度が設けられていても、肝心の介護ヘルパーさんがそれを認識していなければ意味がないと思います。

代理投票については、今年第1回定例会の予算特別委員会においても、他党派の委員が積極的な周知を求めて、選挙管理委員会としても様々な工夫しているということは存じております。

今後、これを一歩進め、介護をする側の方々に、自分がどこまで投票をサポートしていいのか、それを知ってもらうことで、これまで以上に多くのご高齢の方が貴重な1票を投じられるようになるのではないかと考えます。

そこで、質問でございますが、介護ヘルパーさんをはじめとする介護従事者の方が、投票所内での付添いや代理投票制度を知ることができるような周知方法を講じるべきと考えますが、いかがか伺います。

●深井選挙管理委員会事務局長 介護従事者への制度の周知についてお答えをいたします。

委員のご質問にもありまして、代理投票制度につきましては、これまでも広報さっぽろや市の公式ホームページ、SNS、障がい者関係団体を通じて周知を図ってきたところでございます。

このたびのご指摘を踏まえまして、投票支援制度の効果的な周知方法につきまして、介護保険制度を担当する部署等と連携をしながら、しっかり検討してまいりたいと考えております。

●丸岡守幸委員 つい先日も参議院選挙がございました。各選挙におきまして、札幌市の年代別の投票率を見ますと、おおむね年齢が上がるにつれて投票率は上昇していきんですけども、80歳以上になりますと下降する傾向が見られております。札幌市全体の投票率の向上には、この年代の方々にいかにして投票してもらうか、それが一つの大きな課題でもあると考えます。

ぜひ、これまで以上に高齢者の方が投票支援に力を入れてもらうことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

●松原淳二委員長 以上で、第4項 選挙費の質疑を終了いたします。

次に、第5項 人事委員会費及び第6項 監査委員費の質疑を行います。いずれも通告がありませんので、質疑を終了いたします。

以上で、本日の質疑を終了いたします。

次回の委員会ですが、10月9日木曜日、午後1時から、消防局及び環境局関係の質疑を行いますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これもちまして散会いたします。

散 会 午後4時9分